

論説

法律相談のコミュニケーションを分析する

——全体構造組織と相互理解の技法——

北村 隆憲

[目次]

概要

1. はじめに—法律相談のブラックボックスを可視化する
2. 法律相談における「(相互)理解」の要請
3. 「理解」を理解する
 - 3.1 「相互主観性の連鎖的アーキテクチャ」
 - 3.2 「理解の主張」と「理解の実演」
 - 3.3 「医師—患者」コミュニケーションにおける「理解」の達成
4. 相互行為分析と制度的コミュニケーション
5. 弁護士研究と相互行為分析—檜村による法律相談研究
6. 法律相談の分析
 - 6.1 データの概要と分析の意義
 - 6.2 相互行為の開始—相互行為の準備と相互識別
 - 6.3 相談先行連鎖—不知と相談の意欲の表示
 - 6.4 相談部門(1)—トラブルの語りと傾聴
 - 6.5 相談部門(2)—助言提供の連鎖
 - 6.6 相談終了部門—終了の準備と相談の終了
7. 理論的・実践的含意

付録 トランスクリプト記号

参考文献

概要

本稿は、「弁護士—相談者」間の実際の法律相談のビデオデータを、相互行為分析のアプローチにより分析して、法律相談の全体構造組織、とりわけ法律相談の「相談部門」において助言が提供される連鎖を通じて「弁護士—相談者」間でどのように「相互理解=共通理解=相互主観性」が達成されていくのかについて試行的な分析を試みる。

まず、法律相談において「理解」というものがどのような位置を占めるかについて検討する。次に、相互行為分析のアプローチにおける「理解」について概説するとともに、医療コミュニケーションの場面について医師と患者との間の「理解」についての研究を法律相談における「理解」と比較しつつ紹介する。そして、相互行為分析による「制度」分析の性格について言及した上で、法律相談という制度の分析を行った先行研究の達成を概観する。さらに、それらの検討を踏まえて、実際の法律相談のトランスクリプト（書き起こし）を分析する。

本稿での分析によれば、法律相談は、全体構造組織として、「相互行為の開始」、「相談先行連鎖」、「相談部門」、「終了部門」によって進行的に区分けできる諸セクションから成る。弁護士は、この過程で、単なる「理解の主張」のみではなく「理解の実演」というやり方を使って、弁護士と相談者との互いの推論へのアクセス距離を調整して相談者のトラブル語りを十分に傾聴・理解していることを示すことを通じて、相談者からの語りと弁護士からの助言提供に関する共通理解を達成していた。具体的には、弁護士は、相談者の語りを「定式化」したり、身体動作と発言を同期させる「オンライン・コメンタリー」を使ったり、自己の法的助言に関する推論を言語化する「シンク・アラウド」技法を用いたり、あるいはまた「法的助言を事案の固有の文脈への埋め込む」といった諸技法を利用することで、相談事と助言に関する相互理解を実現していた。

相互行為分析は、このようにして、法律相談相互行為の現実のプロセスを詳細に分析・可視化することを通じて、実践上も利用可能な知見を生み出すことができる。

1. はじめに—法律相談のブラックボックスを可視化する

弁護士研究は多岐にわたる。そのなかには、弁護士活動のモデルや理念の検討、弁護士の役割・機能についての様々な理論的研究や経験的研究（調査票によるサーベイ調査、あるいは既存の統計資料を利用した統計的分析など）が含まれる。これまでの内外の多くの弁護士研究において、弁護士が相談者ないし

依頼人との間で行う法律相談の実際のコミュニケーションを直接分析する研究は数少ない。つまり、法律相談のコミュニケーション過程は、これまでの研究では「ブラックボックス」となっていたと言える。このことは、実際の法律相談の録音や録画についての許諾を得ることが困難であることに起因するとともに、実際のコミュニケーション過程を系統的に分析する方法論の不在にもその理由の一端がある。しかし、法律相談のコミュニケーション自体を直接分析して、そこで実際に「何がどのように生じているのか」についての検討をすることができるなら、そうしたデータと分析知見は、弁護士の実務上の技能向上や、法科大学院における実践教育の開発にとっても、重要な示唆を提供するはずである。

こうした観点から、本稿では、実際の法律相談をビデオ録画したデータと取りあげて、それを「相互行為分析」のアプローチから詳細に分析することを試みることによって、法律相談の「ブラックボックス」の可視化を試みる。その際、以下の2点に特に焦点を当てる。まず、①法律相談の規範的「構造」ないし「秩序」の全体像のなかで法律相談の相互行為（コミュニケーション）がどのように達成されていくのか、ということ。そして、②そのコミュニケーション・プロセスにおいて、どのように弁護士と相談者との間に「相互理解＝共通理解＝相互主観性」が実現されていくのか、つまり、弁護士と相談者とが、相談者のトラブル語りと、助言として提供される法的規範情報や法的観点とをどのようにして相互に「理解可能 (intelligible)」なものとしているのか、ということ、この2点である。

以下では、まず、第2節で、法律相談において「理解」というものがどのような位置を占めるかについて検討する。そして、第3節では、相互行為分析のアプローチにおける「理解」について概説するとともに、医療コミュニケーションの場面について医師と患者との間の「理解」についての研究を、法律相談における「理解」と比較しつつ紹介する。第4節では、相互行為分析による「制度」分析の性格について言及した上で、第5節では、法律相談という制度の分析を行った先行研究の達成を概観する。第6節では、ここまでの検討を踏まえて、実際の法律相談のトランスクリプト（書き起こし）を分析する。ここでは、法律相談の全体構造組織にそって、とりわけ、「相談部門」における「助言提供」の連鎖を分析して、弁護士と相談者による「共通理解」達成の技法について検討する。最後に、第7節では、以上のような分析からの理論的・実践的含意を示唆する。

2. 法律相談における「(相互)理解」の要請

法律相談は、社会のトラブルや紛争の処理や解決にむけて、様々なトラブルや紛争を抱えた人々（以下、「相談者」とする）が、法専門職としての弁護士とのやり取りの中で、その問題への対処を検討するために重要な役割を演じている¹。

法律相談の要は、高度な専門的知識と経験を備えた弁護士が、相談者の日常生活的な語りの中から必要な法的関連性のある情報（要件事実）を法的問題として構成して法的助言を提供することにあると言われる²。しかし、弁護士からの高度な専門知識の提供によって法的問題を解決するという法律相談の伝統的・典型的過程には、弁護士と素人としての相談者（依頼人）との間の専門知識の構造的不均衡性のために、えてして「専門性のギャップの権威のギャップへの転化」（棚瀬 1987: 221）が生じ、弁護士を近づきがたい「権威」とする見方が再生産され、弁護士—相談者間の心理的な疎隔が生じるとともに、弁護士への相談や委任の決断に必要な情報（この事件は弁護士に相談すべきものか？、この特定の弁護士が自分に最良のサービスを提供してくれるのか？）の不透明性が弁護士回避を促進する可能性があるともいわれている（棚瀬 1987）。また、法専門家としての弁護士は、法的なやり取りの中で、市民のトラブルについての意味や理解が依拠する生活世界の文脈を脱色し、脱文脈化することによって生活世界との乖離を作りだす可能性があることが批判的に指摘される場合もある。

こうした観点からも、近年、カウンセリング理論などを基礎にして、より相談者としての市民の主体性や自律性を中心に置く「法律相談」の形式、ないし「リーガル・カウンセリング」（菅原・岡田 2003; 中村・和田 2006 など）としての法律相談への認識が広がっている³。そうした「利用者たる相談者の視点」（菅原・岡田 2003）に立った、いわば「相談者中心的」な法律相談の理解によれば、

1 法律相談は、社会的トラブルは自己責任・自助努力により解決されることが要求される現代社会にあって、法的知識に乏しい一般市民が自ら法律問題を乗り越えるための重要な援助手段であり、その意味で、「一般市民にとって、法律相談は自立的な法的紛争解決に必須の存在となりつつある。」（菅原・岡田 2003: 4）

2 伝統的な法律相談は、「弁護士が法的結論であると考ええる一定の法的『効果』を導くための『要件』（要件事実）の有無を確認するための情報収集（information gathering）の場所」であると考えられていたように思われる。その背景には、『被面接者は』要件事実に当てはまらないような無秩序な話を脈絡なく展開するものであるという考え方があった（榎本 2009: 43-44）。

3 「利用者たる相談者の視点」（菅原・岡田 2003: 5）にたった法律相談の確立が不可欠のものとする。

相談者ないしクライアントの多様なニーズに回答していくことを通じて、「法的なものであれ、非法的なものであれ、問題を抱えたクライアントがその問題について一定の見通しを得たり、あるいはその見方を再構成していくのに貢献する」ことが求められる(中村・和田編 2006: 2)。つまり、「どのようなクライアントであれ、できる限り、納得して弁護士助言を受容してもらえ、またそれによってクライアントも自信をもって問題に立ち向かえるよう成長できるような」(中村・和田編 2006: 2) プロセスとして、「リーガル・カウンセリング」が考えられている。このような法律相談の理念モデルの下では、弁護士は様々な技法(アクティブリスニングなど傾聴の諸技法)の実践を通じて、クライアントの生活世界に埋め込まれたストーリーを傾聴してそれを適切かつ十分に「理解」することができて初めて、クライアントの自律的な問題解決をエンパワーすることが期待できることになるだろう。

他方で、法律相談では、法的専門家としての弁護士が法的な知識と経験に基づく法的規範情報を含む助言を提供することが不可欠であるとされる⁴。したがって、相談者の視点に立った法律相談では、この高度な法的専門技能は、クライアント側の「理解」によって媒介されなければ現実のものとはならないことになるだろう。例えば、法律相談において規範的情報を与える段階で重要なことの一つは、「依頼者に規範の意味を深く理解してもらおう、ということ」(榎本 2009: 49)といわれる。また、別の著者は、次のように述べる。

「[法律相談の] もう一つの難しさは、法的結論を発見した後に、それを精確に相談者に理解させる点にある。法の内容は一般市民にとって必ずしも理解が容易なものではない。しかし、結論のみを伝えられても、なぜ禁止されているか、なぜ保護されるのかが分からなければ、実際には法に従った行動は期待できない。また、相談者としても説明なしの結論の押し付けでは納得しない場合が多いであろう。」(菅原・岡田 2003: 6)

つまり、「相談者の視点」にたった法律相談では、とりわけ、相談者に「規範の意味を深く理解してもらおう」ことや、「[法的結論を] 正確に相談者に理解してもらおう」ことが要請されることになる。

このように、「相談者中心的」な法律相談においては、弁護士と相談者の相互の「理解」=「相互理解」が最も基底な条件として要請されている。しかし、これらの諸文献のなかで理論的に要請されている「理解」ないし「共通理

4 菅原・岡田は、クライアントの声を聞くことと理解することの難しさに言及しつつ、「聴くことの重要性は、相談者に十分に語ってもらい、その相談者の日常的な語りの中から法的事実を発見し、法的結論を発見することが必要」(2003: 5)とする。

解」は、**経験的には（つまり、実際のコミュニケーションのなかでは）**どのよう
に実現されている（あるいはいない）のだろうか。

次節では、コミュニケーションのなかにおける「理解」を経験的に探究する
ことができるアプローチとして、エスノメソドロロジーと会話分析（以下、「相
互行為分析」とする）からの、「理解」を理解するための考え方を紹介する。

3. 「理解」を理解する

3.1 「相互主観性の連鎖的アーキテクチャ」

エスノメソドロロジーとそこから派生した会話分析のアプローチに依拠する相
互行為分析は、「社会秩序」についての考え方や、専門的・科学的領域にのみ
妥当するとされてきた「合理性」についての考え方を、根底的に刷新するラデ
ィカルな立場から、様々な社会的場面において人々が固有の実践的「合理性」
に依拠して社会「秩序」を協同的に生み出していくやり方を、人々の実践に内
在的に、経験的に探求する研究プログラムである。エスノメソドロロジーによれ
ば、社会的現実の秩序性・有意味性は、人々の実践的行為ないし相互行為の展
開のなかで相互に表示され、協働的に実現される「達成 (achievement)」であ
る (Garfinkel 1967) (エスノメソドロロジーと会話分析のアプローチ、そしてそ
れらの法研究への応用による成果については、北村 2018, 2019a, b参照)。

こうした考え方によれば、「理解」というものは、「心」の中や脳内で生じる
瞬間的／無時間的な出来事というよりは、人々によって、時間とともに連鎖的
に、出来事を有意味で秩序だったものとしていく人々の固有の「やり方（方
法・手続き）」を通じて、コミュニケーションの一步一步の展開とともに実現
されていく、公的で協働的な出来事である。一定の社会的場面に参加している
人々によって協働的に実現されていくこのような理解可能性の秩序（つまり、
「説明可能性＝アカウンタビリティ」(Garfinkel 1967) は、人々が社会生活の
現実を理解するための基盤を成している。その意味において、「社会生活とは、
現在生じていることについての、ローカルな理解を継続的に表示することから
成る」(Antaki and Widdicombe 1998: 1) と言える。

相互行為分析は、このように、「理解」というものを、相互行為のなかで連
鎖的に、状況に埋め込まれつつ実現していくものと捉える。

「このようなパースペクティブは、ライルとヴィットゲンシュタインに
発し、さらにエスノメソドロロジーと会話分析によって発展されたものであ
り、行為の連鎖の時間の中での秩序だった展開に注目する。この観点は、
理解を、行為の産出とその観察の内部において、人々の間で表示され、相

互に志向される、協働的達成として焦点を当てるものでもある。行為のアカウンタビリティは、行為連鎖における特定の位置における言語的・身体的リソースを動員することによって、理解を多元的に表示・主張・実演することを通じて確立されるのである。」(Mondada 2011: 542)

人々は、通常、(哲学者を除いて)「理解」や「理解の方法」について明示的に問題にしたり考察したりはしない。社会の人々の「理解」は、彼らが様々な日常活動を行うことの中で、副産物として示されるものである。相互行為は、参加者たちの発話順番の一つ一つの進行ごとに秩序付けられ(Sacks, Schegloff, and Jefferson 1974)、これによって相互理解が漸進的で連鎖的なプロセスとしてつくりあげられていく。このプロセスは、「相互主観性の連鎖的アーキテクチャ(sequential architecture of intersubjectivity)」(Heritage 1984)と呼ばれることがある。つまり、発話はなんらかの「行為」を遂行する媒体であり、現発話者は自己の発話順番を組み立てつつ、先行発話にそしてとりわけ直前に隣接する先行発話に志向する。そして、現発話は「次の」行為が参加者により行われることを、経験的に予想させ、規範的に要求することによって、次話者が産出する行為の文脈を作り出し、維持し、刷新する。さらに、その次話者による発話は、多様なレベル(先行発話の完了、発話のタイプ、それに応答すべきか否か、など)において、先行行為についての理解を主張し証拠立てるのである(Heritage 1984; Sidnell 2014)。

コトバの意味は文脈に依存する、と言われる。つまり、コトバは文脈の中に置かれることによってはじめて正しい／適切な意味が「理解」されると言われる。「相互主観性の連鎖的アーキテクチャ」という考え方によれば、会話のなかの2つの発言という最低限のやり取りの中にも、「理解」が会話の展開に沿って実現していくことが簡明に現れている。そして、その際に、2つの発言のそれぞれは、お互いに他方の発言の「文脈」となって、話者たちの「理解」を実現させていく。こうした「理解」についての連鎖的な考え方について、「隣接ペア」⁵⁾の2つの発話間の関係を例に説明してみよう。

例えば、【図1】において、Aの「お茶」という発話は日本語の単語としてはその意味は脱文脈的にも理解可能であるものの、現実的にAがBに向けて産出

5 「質問」—「返答」(あるいは、「呼びかけ」—「応答」, 「誘い」—「受諾/拒絶」など)のように、タイプにおいて対となり、順序関係をもって関係づけられた行為の規範的な関係は「隣接ペア」と呼ばれ、日常会話における行為連鎖の最小単位である。会話参加者たちは、順番を交替させる中で隣接ペアの第1成分と第2成分を自らの順番の中で産出する。隣接ペアは、第1成分が産出されると第2成分の産出が「適切(relevant)」に、つまり強く期待される関係(「条件的適切性」)にあって、会話の基本的な連鎖単位である(Sacks et al. 1974)。

隣接ペア

A：お茶

↓
次の順番で特定タイプの
発話を規範的に要求



↑
先行発話についての理解
表示

B：今すぐ

- ・A発話は要求(行為)である
- ・Aの発話は今終了した
- ・Aの発話は自分(B)に宛てられている
- ・要求に対する適切な応答タイプは承諾(or 拒絶)である

第1成分は第2成分にとって「文脈」であるとともに、
第2成分は第1成分にとって「文脈」である
(=相互反映性)

167

【図1】

する発話としては、それがどのような「行為」であるかは不明である。しかし、例えば、Bが「いらないよ」と応答したとすれば、BはAの発話を「(お茶の)提供」と理解したことが知られる。それに対して、Bが「今すぐ」と応答したとすれば、BはAの発話を「(お茶の)要求」と理解したことが、彼ら自身にも、またそれを観察している私たちにも理解できるだろう。つまり、ここで、先行発話と後続発話とは、相互に他方の発話が理解されるための「文脈」を構成していることになる。換言すれば、ここでは、先行発話(A発話)は、特定の形式の後続発話(B発話)の産出を要求するとともに、後続発話(B発話)は先行発話(A発話)がどのように理解されたかを示すことになる。また、例えばBの「今すぐ」という発話は、BがAの発話は「要求」行為であること、Aの発話は自分(B)に宛てられていること、今Aの発話が完了したこと、「要求」に対して適切な応答は「承諾/拒絶」でなければならないこと、などのBの「理解」を、Bの発話自体の中で表示しているわけである。したがって、私たちは、お茶を「要求」したりそれを「承諾」したりするという活動を行うことの中で、様々な相互「理解」を達成していることになる(Bの理解が間違っているとAが思ったら、Aは3行目において、「いや、僕はお茶を提供しようと思ったんだ」などとBの理解を訂正することによって「誤解」を「修復」することができる)。

このように、コミュニケーションにおける「理解」は、コミュニケーション

の参加者たちが、発言を1つ1つやり取りしていく、リアルタイムの展開の中において、漸進的に進行・実現していく出来事だと考えられる。

3.2 「理解の主張」と「理解の実演」

会話分析を生み出したH・サックスは、「理解を主張すること (claiming of understanding)」と「理解を実演すること (demonstration of understanding)」の相違について、次のような会話例を挙げている。(Sacks 1992 II: 141)。

- 1 A : どのホテルに宿泊しているの
2 B : パシフィック・パリセイドだよ
3 A : ああ、街の西側のね

3 b A : ああ、パシフィック・パリセイドね

1行目で、AがBに、Bが滞在するホテルを尋ねる。2行目で、Bはホテル名を使って返答する。3行目で、Aは、Bの返答したホテルの名称(つまり、滞在の場所名)を再記述(再定式化)する。つまり、3行目のAによる場所名の再記述は、実際にそれがどこにあるのかについて理解していなければ、することができないものである点で、滞り場所について自分が「理解していることを実際に示して見せる」ことを行っている。このような理解の示し方を、サックスは「理解の実演 (demonstration)」と呼ぶ。これに対して、3bでは、Aは、Bが答えた場所名を単に反復している。つまり、Aは自分がその場所を「理解したことを主張する (claiming)」のみであり(「理解の主張」は、「うん」「なるほど」といった形式でも行える)、これによっては実際に理解しているか否かは必ずしも明らかにはならない(場所を理解していなくとも、ホテル名を繰り返すことはできる)。

もちろん、「理解の実演」には誤解がありうるが、Aの3行目の再定式化が間違ったものであったとしても、Aによる「理解の実演」は、その次の発話順番(4行目)において、BがAの誤解を「修復」する機会を与えることになり(例えば、4 B:「違うよ、街の東にあるホテルだよ」)、その結果Aの「理解」は修正されて、正しい相互理解が確保され得るだろう。それに対して、Aの「理解の主張」は、そのような機会を与えることはない。

要約すれば、相手の発言を再定式化することにより「理解の実演」を行う技法は、日常会話のコミュニケーションにおいて、相手の発言の意図や意味を理解しているということを、より積極的に相手に伝えるとともに、自己の理解を確認する機会ともなり、誤解があった場合にはそれを修正する機会となる、と

いうことである。第6節で分析する実際の法律相談のデータの中でも、弁護士によるこうした「技法」を頻繁に観察することができる。

3.3 「医師—患者」コミュニケーションにおける「理解」の達成

本節では、法律相談のコミュニケーションから、いったんわき道にそれて、ヘルスケアの領域における「理解」について見ておこう。特に「医者—患者」のコミュニケーションを直接に分析する手法によって、多くの研究成果が挙げられているから、本稿での法律相談コミュニケーションの研究も、そこから多くを学ぶことができるだろう。

「医師—患者」コミュニケーションの研究で、「オンライン・コメンタリー (online commentary)」という概念が知られている。これは、「(患者の身体を診察する際に) 医師が、その診察と同時にもしくはそこに埋め込まれた形式で、患者の身体について見たり、聴いたり、触れたりすることにより気が付く所見を述べること」(Heritage et al. 2010: 121) である。それは、言い換えれば、「現在進行中の診察の過程、発見、これから与えられる診断の予測に関する、オンラインかつ即時的な情報を提供するコミュニケーション」(Heritage and Stivers 1999: 1501) といえる。例えば、耳がかゆいことを訴える患者に対して、医師が患者の耳を触診しながら「うーん、少し赤くなっていますが特に問題ないですね。」とか、喉の不調を訴える患者の喉の奥を医師が観察しながら、「えーと、扁桃腺にすこし膿があるようですね。」といった発言のように、身体への診察と同時並行的に（つまり、「オンライン (online)」で）行われる医師による発言がそれにあたる。ある研究によれば、カリフォルニアの小児科医師38名による522件の医師—患者（ここでは子供の親）間で行われた医療面接についての調査では、約7割以上の医療面接事例でオンライン・コメンタリーが観察されている (Heritage and Stivers 1999; Heritage et al. 2010)。

以前からこのような医師の発言は、患者が抱えている健康上の問題が大きなものではないことを患者に知らせることによって患者を安心させる働きがあると言われてきた。しかし、会話分析によるオンライン・コメンタリーについてのより詳細な分析によって、より多様な機能が示唆されることとなった。例えば、何らかの「(健康上の) 問題なし」とするコメンタリー (“no problem” online commentary) は、医療面接時間を延ばさずに患者（の親）からの抗生物質処方への期待に抵抗する効果があることが示されている (Mangione-Smith et al. 2003)。また、医師が「問題あり」コメンタリー (“problem” online commentary) を行った場合には、「問題なし」コメンタリーを行った場合に比べて、患者（親）は、医師の抗生物質不使用の治療提案に対してより多くの抵抗を示すとともに、その結果医師はより大きな頻度で不要な抗生物質を処方し

ていた (Heritage et al. 2010)。

オンライン・コメンタリーがこのように医師の最終診断に対する患者からの抵抗を回避する方法となるのは、それが、最終的診断として断定的に提出されるのではなく (その場合には抵抗の対象となりやすい)、最終診断の支持や根拠となる素材が身体診断とともに少しずつ積み重ねられ進行的に構成されていくことにより、強く医師の最終診断を予測させることになるからであると考えられる (Heritage and Stivers 1999)。これを患者側から見てみれば、「オンライン・コメンタリーは、患者が医師の診断上の推論へある程度アクセスすることを可能に」(Robinson and Heritage 2014) する、「診断根拠を定式化する1方法 (an evidence-formulating approach)」として作動するということである (Robinson and Heritage 2014: 213)。このように、オンライン・コメンタリーは、医師の決定に関して患者が「見て取ることができる (accountable)」(Garfinkel 1967) ようにすることを可能にすることで、診断についての相互理解を高めるように働く⁶。

Peräkylä (1998) による研究は、医師—患者コミュニケーションの直接観察に基づく研究をさらに一步推し進めるものである。伝統的に、医師は権威的に診断を下す、と言われてきた。しかし、ペラキラは、多くの医師—患者間の医療面接を観察して、医師による診断決定の会話分析により、権威的とされてきた医師が診断を端的に宣言することが頻繁に生じるが、必ずしもこれは医師の「権威」行使なのではないことを、「推論距離」(医師の診断上の推論に関して、患者が接近しうる可能性の程度) という概念を使いながら説明している。例えば、診断の直前に医師が身体検査をしたりレントゲン写真を見たりする活動を行っていた場合、患者は医師の診断がどのようなエビデンス (根拠) によって出されたものであるかを容易に推論することができる (推論距離が短い)。医師は、推論距離が長い場合には、アカウンティング (言語による説明) を行ことによって、診断のエビデンスを患者に理解可能にする実践を行っていた。医師はこのようにして、専門的知識の権威と患者の理解可能性・アカウントビリティとの間に均衡を作り出そうとしていたのである。したがって、先に見た「オンライン・コメンタリー」とは、ここで言われる「推論距離」を減らす技法のひとつであり、その使用によって、いま医師が行っていること (触診) の意味や根拠について患者に、その根拠についての推論の手がかりが与えられるのである。つまり、「推論距離」を様々な方法で減らすことが、コミュニケーションに参加する人々との「相互理解」を達成するために資することが分か

6 この結果から、不要な抗生物質の処方为了避免するために、「問題あり」のオンライン・コメンタリーを医師は避けるべき、との医療上の実践的な提案がなされている (Heritage et al. 2010: 124)。

る。

医療コミュニケーションの領域で使用されたこうした研究アプローチとその知見は、法律相談のコミュニケーションについても利用することができるだろう。ただし、ペラキラの研究した医師の診断のコミュニケーションの「理解可能性」についての研究では、診断とその根拠とは比較的単純なものであるように思われる（例えば、医師が直前にレントゲン写真を見ていればそれが診断の根拠と推論できたり、身体検査の直後の診断はその診断の根拠と推論できる、といったように）。それに対して法的な「理解可能性」は、より複雑で重層的なコンテキストを構成しているように思われる⁷。こうした諸問題が法律相談参加者たちの間で実際に問題となっているのか否か、またそうであるとすればそれらの問題がどのように扱われることによって、相互理解が達成されるのかは、理論的に解決すべき問題というよりも、法律相談のコミュニケーションを直接に分析することによって探求されるべき、経験的な問いである。

4. 相互行為分析と制度的コミュニケーション

先に示したように、相互行為分析のアプローチは、会話コミュニケーションの「文脈」とは行為の連鎖のことでありという考え方をとる。つまり、先行行為という文脈は次の行為を予期的に生み出すと同時に、その次の行為によって先行行為の意味の文脈が生み出される。こうした行為の連鎖の秩序は、研究者が「外側から」発見するものというよりは、相互行為に参加する人々によって「内側から」作りだされていくのである。

したがって、法律相談という「制度」的な会話への「制度的」な課題、目的、制約なども、相互行為の参加者たち自身によって実現されていることを（つまり、「志向されている」ことを）研究者は明らかにすることが求められる。要するに、参加者自身が彼らの発話の中で、制度的な文脈をその発話を通して（1つ1つの発話順番を展開していく中で）、「法律相談」として作りあげて

⁷ 例えば、以下の様なことがらについて、事柄の「理解可能性」とその「エビデンス（根拠）」が、弁護士—相談者間の相互行為の中で問題になることがある。例えば、相談者の相談事を聴いていく中で弁護士が「時効」という言葉を使ったとき、相談者から見たその概念を弁護士からの助言の根拠として聴くためには、少なくとも次のようなことについての「理解」やその「根拠」が、相談者にとって不明である可能性があるだろう。そして、それらについて、少なくとも一定の相互理解が実現することが要請されることになる。（1）発言の意味：その言葉・発言はどのような意味なのか？（例：「時効」の意味）（2）発言の目的：何のためにその発言や行為を行うのか？（例：ここで時効に言及することはなぜなのか、何のためなのか）（3）決定の根拠：その発言や行為の理由や根拠は何なのか？（例：時効が成立するという判断自体は、どのような根拠に基づくのか）（4）Cの発言やストーリーの法的理解可能性。

いるということ进行分析上示す必要があるということである。

こうした制度的コミュニケーションを観察する際に、3つのポイントを考慮に入れることが有効であるとされる (Drew and Heritage 1992)。第1に、制度的コミュニケーションには、制度にとって適切なアイデンティティと結びついた特定の目的志向性が存在すること。第2に、当該制度と結びついた制度的課題に関してどのような行為が許され/許されないかについて制約が存在すること。第3に、制度的コミュニケーションは、その制度に固有の推論の枠組みと結びついているということ。こうした3つの諸性質が、当該制度に固有の「指紋」を生み出すとされる (Heritage and Greatbatch 1991: 95-96)。

より具体的には、制度会話のこのような諸特徴をデータの中で観察する際の着眼点として、以下の6つがある (Drew and Heritage 1992)。

1. 順番交替組織

日常会話の組織は、各参加者の行為やその順番は前もって決められていない (Sacks et al. 1974=2010)。順番交替は、参加者たちによって局所的に決められていく。これに対して、制度的な相互行為は、日常会話の順番交替手続から系統的に変容した手続きを持つ場合がある。順番交替のシステムは、参加者たちが何をどのような機会に行うかを制約する力を持つゆえに、コミュニケーション全体に大きな影響力を持つ。

2. 相互行為の全体構造組織

「全体構造組織 (overall structural organization)」とは、いわゆる「制度的相互行為」の「制度性」を示す相互行為の一側面である。つまり、特定の制度における相互行為が、その制度が課する特定の活動課題に志向することによって、なんらかの標準的な形式に組織化され、一種のパターンがその制度全体に観察される場合に関わる。例えば、緊急通報の電話は様々な偶然的な要素も含みつつも、一定のパターンを持っていることが知られている (Whalen and Zimmerman 1987)。日常的な電話の開始部分と異なり、緊急通報電話の開始部分では健康の尋ねなどが省略されて、(救急車両の出動のために必要となる情報を尋ねる質問—返答の連続などがあるにせよ) 基本的には、援助要求とそれに対する応答という単一の隣接ペアから構成されており、応答がなされるとそれが電話の終了として扱われることで、極力電話会話を短縮する現象が観察される。

重要なことは、「全体的構造組織」は、単なる事実的なパターンに関する理念モデルというよりは、規範的な構造を意味するということである。つまり、相互行為が一定の諸局面により構成されており、その各局面の妥当性やある局面から他の局面への移動に対して、当該コミュニケーション

に参加する人々自身が会話コミュニケーションのなかでそのことを規範的に考慮に入れている（つまり、「志向している（oriented to）」）ことが（分析者によって）観察・記述されることによって示されるものである。

相互行為の典型的な局面や段階が区分された全体的構造組織は、相互行為全体の見取り図として役に立つ。それぞれの「部門」を区別することができれば、各部門での副次的な課題や目的が理解されうる。ただしこの「区分」は、分析者が外部から理論的ないし恣意的に外挿したものではなく、参加者たち自身がそれらの部門、部門間の区切り、各部門からの次の部門への移行などを、協働的に志向することにより共同構築するものとして理解・分析される必要がある。

3. 行為連鎖の組織

行為連鎖組織の分析は、相互行為分析にとって核心部分を成す。制度的な課題は、相互行為の参加者たち自身によって、相互行為のやり取りの中で、それを通じて組織される諸活動によって実現されるのである。行為連鎖の分析により、参加者たちの活動がどのように開始され、展開するのか（場合によっては、行為が回避、対抗や阻止されるなどのこともある）を分析的に記述することになる。

4. 発話順番のデザイン

発話順番の「デザイン」とは、人が自己の発話順番の中で何らかの行為を達成しようとする際にその行為がそれを通じておこなわれる発言がどのように組み立てられているか、ということに関わる。人は、同一の行為を異なる発言の組立を通じて行うこともできるし、また、同一の発言によって複数の行為を行うこともできる。

5. 語彙の選択

参加者がどのような語彙を選択して利用するかということ。人は、同じモノや人や出来事を、異なる語彙を使って記述することができるから、どのような語彙をその場面で用いているかということが、話者がどのように制度上の課題や文脈に志向しているかを示す証拠となりうる。

6. 相互行為上の非対称性

制度的相互行為は特徴的な非対称性を示す場合が多い。例えば法律相談では、法律専門家である弁護士と、市民である相談者の間に、法的知識の非対称性が存在することは（法律相談という）制度上、自明のこととされることが多い。しかし、分析上の観点からは、相互行為参加者間のこのような相関的な認識・知識上の差異は、分析に先立って前提されるべきものではなく、参加者たち自身の相互行為の中から経験的に見出されるべきものである。例えば、法律相談でも、相談者の相談事については、弁護士は

相談者の「知識がある者」としてのアイデンティティを相互行為上適切に扱うことが求められるだろう。

以下では、以上のような諸点を考慮しつつ検討していく。

5. 弁護士研究と相互行為分析—榎村による法律相談研究

法社会学における重要なトピックの一つとしての弁護士研究において、相互行為分析による法律相談の研究は、弁護士・相談者間のコミュニケーションを直接に分析するアプローチとして、独自の位置を占める。榎村志郎(1989)による1980年代からのエスノメソドロジーと会話分析による法研究により、こうしたアプローチが日本の法社会学の中でも大きく認知されるに至っている⁸。

榎村(1996, 2001, 2002, 2004, 2009, Kashimura 2015など)は、その後、エスノメソドロジーと会話分析の視点から、法律相談の多面にわたる研究を公表している。榎村の分析は、実際の法律相談の会話を分析した研究としては世界でもまれなものである⁹。

榎村による法律相談研究は多岐にわたるが、その重要性は、まず、法律相談を相互行為的なコミュニケーションとして真剣に受けとめたうえで、エスノメソドロジーと会話分析のアプローチと知見とを参照しつつ、法律相談の全体構造とともに、とりわけ、「相談部門」とそれに先立つ「相談先行連鎖」のダイナミックな多様性の基底的な諸側面を記述したことにある。つまり、より具体的にはその分析と知見は、①法律相談の相互行為としての特定、②法律相談のコミュニケーションとしての全体構造組織の例証、③相談開始部分と相談部分における発話順番、行為連鎖、発話デザインなどの特徴の分析、に関わるものである。

8 弁護士研究における法社会学者による評価として、濱野(1998)は、「榎村……は、エスノメソドロジーの思想と方法を基礎に、法律相談における弁護士と依頼者との会話を対象として、綿密な分析によりその実相に迫り、『法』というものの存在形態に新しい光を当てている。会話分析という手法を通じて、人々の『語り』を徹底して内在的に追及する姿勢が自覚的に取られている」(100)とし、また「エスノメソドロジーを含めて、法律家、非法律家双方を含む人々の、『法』をめぐる微視的な相互作用の具体的で詳細な実体に着目したマイクロ社会学的方法是、近代法の限界面だけでなく、その価値を含めて、『法』現象を経験的に明らかにするうえできわめて有効であると思われる。」(濱野1998: 105 註4)とする。

9 トラヴァース(2001=2009)は、2001年の段階において、エスノメソドロジーと会話分析の観点から、「弁護士と依頼人との間の相談を録音する許可を得て研究した例は今のところありません」(2009: 241)としているが、トラヴァースは、日本における榎村の研究については知ることがなかった。

まず、①の側面について。法律相談は相互行為的な現象として把握可能であり、法律相談において相談がいかに行われるか（それはどのような社会的行為なのか）ということそれ自体が、解明を要する問題である。そして、法律相談の相互行為は、相互に協調的に結合された相互行為として生起するとともに、弁護士と相談者との間には、潜在的な対抗関係が存在することが解明されている。

また、②の側面については、法律相談の行為連鎖は「開始部門（相談先行連鎖）」と「相談部門」に分かれ、開始部門では、トピックの典型的な法的性格付けが共有されるとともに、なんらかの問題についての不知と相談の意欲が示されることを通じて、「相談者」と「助言者」という相互行為上のアイデンティティが確立され、相談者が事案のストーリーを展開し弁護士はそれを傾聴するとの期待が共有されて、「法律相談」の開始が規範的に適切となる相互行為の環境が作り上げられる。

さらに、③の側面については、「相談部門」では、弁護士が語りを促し、相談者がトラブル語りをを行う「相談対」が積み重なって展開する。相談者による相談語りには高度の多様性が存在する。また、相談者や弁護士によってトラブルを含む状況を要約的に記述する形式が使われる（「問題定式」）。問題定式には、「場合対照的提示」と「時系列的提示」といった方式がある。弁護士は「相談対」の展開の中で、相談者の語りに質問やコメントや訂正による介入（あるいは、敢えて介入しない）などの固有の「聴き方」を通じて、相談者の語りの展開をコントロールし、相談者の方も弁護士の応答に注意を払いつつ自己の語りを変容させていく。そして、弁護士は、相談冒頭で事案のトピック化を管理したり、法的問題であるとの前提で相談者の物語を聴いたり、その物語を中立的・標準的説明として再構成したりするという相互行為上の技法を用いて、相談者の物語を法的に理解可能なものとして成立させていく。そして、弁護士は、相談者による問題の定式化を聴取しつつ、その語りの諸要素を選択的に再構成し、事案を業務上の通例的な事案として扱うことを通じて、定式化された問題に対応するものとして中立的な助言を提示しようとする。しかし、相談者による抵抗を含意する問題の再定式化が生じて、両者間に潜在的対立が現れる場合もある（榎村 1996, 1997, 2001, 2002, 2004, 2009など）。

他方、榎村の法律相談についての相互行為論的諸研究によって必ずしも十分に焦点を当てられていない諸側面もある。その一つは、相談部門において問題定式化が行われてから弁護士が助言を開始して以降の「助言の連鎖」のやりとりと、法律相談の終了に至るそれ以降の「終了部門」である。以下の第6節の分析では、こうした側面についても分析を試みたい。

6. 法律相談の分析

6.1 データの概要と分析の意義

以下では、2016年に実施された実際の無料法律相談における弁護士と相談者とのやり取り（会話的相互行為）のビデオ録画を、相互行為分析の方法と知見を用いて分析する。

事案は、相談者の妻の父が亡くなったため、遺産相続（古い家屋とその宅地、及び畑）を行おうとしていたところ、妻のすでに亡くなっている祖父の直系の息子だという男が現れ、相談者が管理をしていた家屋にその家族などとともに居座り、すべての遺産が自分のものだと主張している問題に関する相談事例である（約70分）¹⁰。

以下の分析は単一の実際の法律相談データを分析するものであり、そこから得られるものは、法律相談について普遍的な知見として提示されるものではない。しかしながら、この分析は単なる「事例分析」—分析がその事例に関して以外には有用性がないと考えられるという最も狭い意味において—ではなく、一定の利用可能な学術的・実践的な価値と有用性を持つと考えられる。

その理由は、第1に、これまで実際の法律相談を録音・録画し、詳細な書き起こしを通じてその言語的相互行為が記述・分析されることはほとんどなかったことが挙げられる¹¹。法律相談についての理論やモデルに描き出されているやり取りではなく、実際の法律相談の生のトランスクリプトに依拠した分析は、法律相談のリアリティの諸側面をそれ自体で照らし出すことができる。

第2に、上記の樫村（1996, 2001, 2002, 2004, 2009など）の諸研究は日本では初めての実際の法律相談の録音に基づく分析ではあるが、そこでは、一定の分析上のトピックの下で多くの法律相談からの短い抜粋が示されて分析が行われている。これは、樫村が依拠した会話分析に固有の方法論的要請として、参加者たちの類似した諸実践の「コレクション」に基づき分析するという適切な研究上の選択ではあるものの、そのため各法律相談からの抜粋は短く、法律相談の全体像が読者には見えにくい側面がある。本稿における以下の分析では、単一の法律相談を取り上げるために、法律相談の全体の展開が一定程度読者に見渡せることになる。

10 この法律相談の録画データ取得の詳細については、米田（2013）参照。

11 上述のように、樫村の諸研究（樫村 1996, 2001, 2002, 2004, 2009など）は世界的に例外に属する。米国の法社会学では、言説分析の観点から Sarat & Felstiner（1997）が実際の法律相談の録音と書き起こしに基づいて離婚事件専門弁護士と依頼人との関係を分析しているものが例外に当たる。

第3に、この法律相談において展開される弁護士と相談者との相互行為は、「社会性の根本基盤（the primordial site of sociality）」（Schegloff 1995）としての日常会話の基礎の上に、特定の「制度性（institutionality）」（Drew & Heritage 1992）が刻印された相互行為であると考えられる。つまり、ここで行われている弁護士と相談者による諸実践における知見は、彼らの日常的な相互行為上の能力や技能に由来するものであるから、他の法律相談における他の弁護士と相談者にとっても、同様に、あるいは類似したやり方において、利用可能な実践であると考えられる。

第4に、法律相談の相互行為は日常的な活動や推論に基づくものであるが、それは法律相談という「制度性」による限定や制約の下にあると考えられる。つまり、法律相談の参加者たちは、自分たちが行っている活動を「法律相談」という制度性に特有の推論枠組みや制度的課題に志向し合うことによってまさに「法律相談」というものとして実現しているのである。したがって、本稿で分析する特定の相互行為の中に見出される特徴は、「法律相談」という制度的相互行為が行われている他の場面においても、類似した／同様の、特徴的な制度性を示していると想定できる。

以下では、全体構造組織の各部門（この諸部門の識別については、先行研究と本稿の著者によるこれまでの法律相談研究、および本データの分析を通じて得られた知見に依拠する）における相互行為の諸特徴について記述していく。

以下の抜粋と分析において、「L」は弁護士。「C」は相談者。「修習生」は司法修習の一部として臨席している司法修習生。会話中の「W」は相続人本人である「妻」、 「C」はその夫である相談者。「AAA」は親族の中で全財産が自分のものだと主張している男性。「KKK3」「KKK4」「KKKKK」「YYYY」「TTTT1」「HHH2」「HHH3」「SSS」「MMM」などは、その他の家系図上の親族。トランスクリプト記号については、本章の末尾の「付録」を参照。また、分析上注目すべき発言部分の**おおよそ**の位置を、弁護士の発言については**マーカ表示**を、相談者の発言については**囲み表示**を使って示す。【抜粋】番号の後ろの数字（「1-7」など）は、元のトランスクリプトにおける行番号。

6.2 相互行為の開始—相互行為の準備と相互識別

【抜粋1】相互行為の開始—相互行為の準備と相互識別（1-7）

((部屋のドアを開けてCが入室してくる))

1 C : 失礼しま : : す.

2 L : あ, (.) どうも.

- 3 C: よろしくお願ひします.
 4 L: どうも (.) お世話になります.
 5 修習生: ((Lに向かって)) Wさん (0.7) の代理としてCさんが
 6 いらっしやいました.

日常会話の冒頭連鎖についての知見 (Schegloff and Sacks 1973) によれば、相互行為の冒頭部分において、コミュニケーションの準備が整っているか否かを確認する「呼びかけ—応答」連鎖や、双方のアイデンティティが確認される「自己同定・他者識別」連鎖が生じる。つまり、相互行為の冒頭では、参加者たちの相互のアクセス可能性が確かめられるとともに相互識別が行われるとされる。制度会話としての「法律相談」においても、まず相互行為それ自体が開始されなければならないから、相互行為の開始のための同様の連鎖が生じることが予想できる。

実際に、【抜粋1】では、「失礼しま：：す」と言いながら部屋のドアを開けて入室してきた相談者 (C) の発言の直後に、弁護士 (L) と相談者は、「よろしくお願ひします」と「どうも (.) お世話になります」とのやり取りを通じて、相互にその存在を認識して、相互行為の準備が整ったことが示される。

相談者からあらかじめ事務所にファックスで送られてきていた氏名・住所と事案が相続問題であることが修習生に伝えられていた。修習生は、Lに向かって、単に来訪者を「夫」であると述べるのではなく、「Wさん (0.7) の代理としてCさんがいらっしやいました。」と、「相続問題」という当該事案の形式に志向した (相続人本人である「妻」の) 「代理人」という法的語彙を使用することにより、相談者として来訪した「夫」をLに紹介している。この発言を通じて、今回の相談「事案」との関係で「関係者」が一定程度同定されることになるだろう。

6.3 相談先行連鎖—不知と相談の意欲の表示 (アイデンティティの確立)

【抜粋2】相談先行連鎖—不知と相談の意欲の表示 (8-30)

- 1 C: 家内の件 (0.7) ですね (0.3) 家内の実家の件について ご相談した
 2 い.
 3 L: はい.
 4 C: で (0.7) 財産の (0.3) 財産のたいした財産ではないんですけども: あ
 5 の: : 相続についてですね: どうもクレーム (.) クレームが入っている
 6 もんですから: :

7	L : あ : :
8	C : あの : その辺のことを : まあ : 普通常識的に考えられんような要求さ
9	れて いるものですから :
10	L : はあ : はあ : はあ : ((頷きながら))
11	C : ちょっとその辺のことで お伺いしたいことが 2 (.) 3 ありまして : :
12	L : はい .
13	C : そういうのをどうゆう風に進めればいいのか (0.1) を伺って : ですね :
14	で (0.3) 実はこれの一週間ぐらい前にたまたま鹿児島市の法律無料相
15	談というのが、
16	L : 鹿児島市 : ですね :
17	C : ありますよ : : って聞きました、
18	L : はい (.) はい .
19	C : 急遽行きましたら今日 (.) 今日やりますからってということで (.) そし
20	たらお願いしますということで :
21	L : あ : なるほど .
22	C : 一回聞いてきました (.) だいたいの概要は分かったんですけども (.)
23	もう 詳しいことは時間がなくて聞かなかったんです : けども、
24	L : はい (.) はい .

皆が着席した直後に、Cが1行目の発話を開始する。Cは、「家内の件 (0.7) ですね (0.3) 家内の実家の件についてご相談したい。」と、本体の行為として「相談」が後続することを予告する。こうした予告行為（「予備の予備 (a preliminary to preliminary)」) は、完了可能点において他者に発言順番が移行することをあらかじめ阻止して、「相談」とみなされる行為が完了する地点まで、複数の順番移行適切場所を超えて、発言順番を自己に維持するための方策である (Schegloff 1980=2018)。それに対して、Lは、「はい」と最小限の受け取り表示ないし同意標識を産出して、Cによる「相談」の前提となる諸情報の語りの予告を是認するとともに、その進行を促す。その後、Cの語りが進行する中で、Cによる順番構成単位の完了可能点や反応機会場において、Lは短い受け取り表示、継続子、ないし同意標識を産出しつつ、語りへの傾聴を表示するとともに、Cの語りの進行を促す。

このCの語りの冒頭部分において、「助言者」と「相談者」という「法律相談」制度に結びついた制度的アイデンティティが確立される。つまり、まず、1、10、12行目で、Cは相談の意欲（「ご相談したい」「お伺いしたいことが……」「……を伺って……」）を表示したうえで、問題の概要を、「家内の実家の件」として、「(0.7) 財産の (0.3) 財産のたいした財産ではないんですけども : あの : : 相続についてですね : どうもクレーム (.) クレーム」と概括的

に定式化する。そして、無料法律相談にも行ったが「詳しいことは時間がなくて聞けなかった」と、当該問題についての自己の一定の「不知」を表明する。さらにCは、「普通常識的に考えられんような要求されている」と、事案を「尋常ではないこと」として描き出す。これに対して、Lの「はい(.)はい」(17)は、継続子としてCが先に進むことを許可することを通じて、相談の開始の承認となっている。こうしてCは相談の意欲、問題への不知、相談すべき問題の存在(助言の必要性)、を示すことを通じて、自己が弁護士に相談すべき正当な「理由」が存することが主張される¹²ことにより、相互行為上、法律相談の開始が規範的に適切(relevant)になるとともに、Cからの「助言の求め」に対して、Lから「助言提供」が産出されることが規範的に要請されることになる。そしてまた、このようにして、Cの相談の意欲と無知の表示と問題の存在の確認を通じて、Cは「相談者」として、Lは「助言者」としての相互行為上のアイデンティティが確立され、相談部門への進行が適切となる。実際に、次の【抜粋3-1】において、Cはトラブル語り(相談事の語り)を開始する【抜粋3-1】。

6.4 相談部門(1) —トラブル語りと傾聴

【抜粋3-1】相談部門—トラブル語りの開始 (31-58)

- 1 C:基本的に(.)あの:私の父(0.3)が今年(.)あの(.)家内の父がです
2 ね,
3 L:はい、((メモをとりながら))
4 C:父が:今年の2月にですね:死去しまして、
5 L:はい、
6 C:で(.)父の父が:あの保有してる:(.)あの:山林(0.5)それから:
7 まあ(.)住居(0.3)等のですね:(0.5)あの:その父の父というの
8 が(.)あの:祖父になりますが(.)その(.)私あの:こ(.)この家
9 系を図に書いてもらったんですね、((用紙をLに見せる))

12 医師—患者のコミュニケーションについての相互行為分析研究(Heritage & Maynard 2006)において、患者が、自分が病院を訪れる正当な理由を有していることを示すことに規範的に志向することは、「ドクトラビリティ(doctrability) = 治療を受けるに値すること」と呼ばれる。医療コミュニケーション研究では、患者はこうした相互行為上の正当性に志向する様子が示されている。弁護士と市民とが会おう相互行為である法律相談においても、弁護士事務所を訪れた市民のこのような相談の「正当な理由(意欲と必要性)」への規範的考慮を、「ローヤラビリティ(Lawyerability) = 弁護士から相談を受けるに値すること」と呼ぶことができるだろう。

10	L : ((用紙を見ながら)) あ : .
11	C : Wってのが (1.0) えっと : その : 本人になるんですけども : これの旦那
12	が私です. ((家系図を指さしながら))
13	L : ((家系図を見ながら)) はあ : はあ : はあ :
14	C : KKK2さんはですね .
15	L : KKK2さんとお呼びになるんですね : あ : はい
16	C : KKK2さんという方は : ずうっと前にですねもう亡くなってまして .
17	L : はい .
18	C : え : と : : その父が今 (.) そうですね今年の2月に亡くなりまして :
19	L : KKK2さんは : あの : : 子供さんはおられたんですか ?
20	C : いません (2.0) 独身で
21	L : あ (.) 独身のまま
22	C : 二十歳 (.) 二十何歳ぐらいで
23	L : あ : じゃあ (.) 若くして :
24	C : あ (.) はい (.) そうですね :
25	L : じゃあ : そうすると : :
26	C : これが今 : 四十 : 六十 : : ここ今六十二・三ぐらいでしたかね ((家系図
27	を指さしながら))
28	L : ((家系図を見ながら)) は : : なるほど

先の相談先行連鎖により、相談相互行為の本体である「相談部門」への展開が適切となっている。相談部門は、Cによる「トラブルの語り（相談の語り）」とLによる「助言提供」を要として構成されている。

【抜粋3-1】では、Cが相談の語りを展開するなかで、Lは「はい」「はあ」「なるほど」といった、受け取り標識、傾聴表示、継続子、状態変化子などを使って、Cの語りを促すとともに、一定の情報が語られた区切りでは、明確に「理解の主張」を行う（「はあ : はあ : はあ : 」, 「なるほど」）。しかし、その合間に、確認の求め（「Yさんとお呼びになるんですね : 」）や情報の求め（「子供さんはおられたんですか ? 」）を質問形式において産出して、Cの発言の内容について確認を求める場合もある。これ等の質問の内容は、事案の法的関連性に志向（家系図上の名前や、相続人となりうる子供がいたか否かは相続関係の確定のために必要な情報である）したものであり、これらの質問群を通して、Cの語りを当該問題との関係で秩序づけ整序するものといえる。

直後のやり取り【抜粋3-2】で、Cはトラブル語りを産出していく。

【抜粋3-2】相談部門—Cによるトラブル語りと助言候補の提示 (347-371)

- 1 C : あの : その埼玉のAAAっていう人ですか、
 2 L : はい。
 3 C : その人からクレームが入ったら嫌だな : っていうのがありまして : ,
 4 L : なるほど。
 5 C : まずそこを確認させて頂いて : ,
 6 L : なるほど :
 7 C : あとは (.) 宅地のほうどうすればいいもんなんですかね : ?
 8 L : はい
 9 C : あの : 四分の一の権利は持つでしょうと (.) だからKKKKK名義は : 全
 10 て : 山林は : あの : 山林と畑は : 四分の一の名義を持つわけだから :
 11 (0.2) それを貰おうと到底思っていないんですけど : 宅地だけはですね : や
 12 っぱ管理上 (1.0) どうなんですかね : その : 妻が貰って : その代わり
 13 KKKKKの方 (.) 山林畑 : のやつはいらないと (0.3) いらないうておか
 14 しいですけども : (コウキヨ) すると (.) で : 宅地の分だけ : あの : :
 15 貰えるような (0.3) 方策ってのはできないもんな : ていうのを (.)
 16 それを相手にですね : .
 17 L : はい。
 18 C : あれなんか : (0.5) なんか裁判所で : 申し立てなんかすれば : できな
 19 いもんだらうかっていう : .
 20 L : はい
 21 C : そうですね : 前回 (.) 先週 : 鹿児島市の (0.3法律相談の時に、
 22 L : はい。
 23 C : 言ってはいらっしやいましたけど : .
 24 L : はい (1.0) わかりました (.) それじゃあちょっと : あの : いいですか
 25 ね ? 今度は私の方からね .
 26 C : はい。
 27 L : 沢山言いたいことあるだろうと思いますけれども .
 28 C : すいません。

Cは、この直前の発話で親族の一人である男性 (AAA) が、相続にクレームを言っているとの問題の概要を語っていた (この部分はトランスクリプトに示していない)。Cは、その男性に言及しつつ「その人からクレームが入ったら嫌だな : っていうのがありまして : 」(3行目) と「まずそこを確認させて頂いて : , 」(5行目) と述べて、AAAのクレームが相談事の一つであることを示す。さらに、7行目では「あとは (.) 宅地のほうどうすればいいもんなんですかね : ? 」と述べて、宅地の相続方法を2つ目の相談事として提示して、明

示的なやり方で「助言の求め」（「どうすればいいもんなんですかね：？」）を行う。

注目すべきは、Cがその直後（9-16、および18-19行目）で、この自己の産出した「助言の求め」に対する「助言候補」となりうるような提案（「自分たちは山林と畑は相続せず、宅地を相続する」という主張を「裁判所で申し立てる」）を自ら行っているということである。この提案を、Cは、別の法律相談で聞いてきた内容であるとしている（21-23行目）。つまり、Cのこの発言は、いわば、相続問題についての「助言の候補」を、弁護士ではなく相談者であるCが自ら産出しているということである。

これに対して、Lは、Cの提示したその「助言の候補」について受け取り表示で応答する（「はい（1.0）わかりました（.）」）が、それ以上取り上げないままに、「今度は私の方から」質問を行うと述べる（25行目）とともに、Cの行為を相談者として無理のないこととして扱う（27行目「沢山言いたいことあるだろうと思いますけれども」）。これに対してCは「すみません」と謝罪することを通じて、自己の先行発話を「沢山言いたいこと」の一部と認め、L発言を、自分が「やるべきでないこと」（つまり、Cによる「助言候補の提示」）についての指摘（一種の「非難」）として理解したことを示す。つまり、Lによるこのような行為は、「助言」を産出すべき者が誰であるべきかについての規範的理解（助言を提供するのは相談者ではなく弁護士）と、助言の提供に十分な語り（情報）がまだなされていないという理解に依拠するものであるだろう。そのことは、この直後に続く次の抜粋【抜粋3-3】において、Lが、家系図についてのさらなる情報の求めを行う質問群を産出していることから明らかである。

【抜粋3-3】相談部門—[質問連鎖]（375-386）

- 1 L：あの：(0.3) 年 (0.7) 順番で行くとあの：KKKKKの次の世代っていうのは：
- 2 YYY (.) TTT1 (.) HHH2 (.) AAA (.) SSS (.) HHH3 (.) MMM (0.5) ですよ
- 3 ね？
- 4 C：そうですね：はい。
- 5 L：でIIIさんたちは：その孫の世代 (.) という形になりますね？
- 6 C：そうですね。
- 7 L：で (.) この中で：まずHHH2さんですけども：
- 8 C：はい
- 9 L：死亡と書かれてますけども：
- 10 C：はい。

- | | |
|----|----------------------------|
| 11 | L: 子供はいますか? |
| 12 | C: いや (.) いらっしやらないと思います・・・ |
| 13 | (Lが家系図についての質問をし続ける) |

このように、Lが家系図について更なる質問ないし確認の求めを産出していく。このことは、Lからの助言提供の前提となる情報がまだ十分には与えられていないことを示すことになる。Lの質問群に対してCは、短い返答で確認を与えていく（「そうですね: はい。」「そうですね。」「はい」「いや、いらっしやらないと思います。」）

先に述べたように、この【抜粋3-3】では、【抜粋3-2】において一応のトラブル語りの内容は語られたものの、まだLによる助言提供を適切にするほどには情報が十分に与えられていないとのLの理解が示されていた。【抜粋3-2】まで、Cは、かなり自由な形式で自己のトラブル語りをデザインしてきており（例えば、【抜粋3-2】の9-16行目のCの発言）、Lからも受け取り表示や継続子などの最小限の応答が（いわゆる日常語としての「あいづち」）が産出され、LはCによる自由な語りを傾聴するとともに促していた。

それに対して、上の【抜粋3-3】における質問群と応答より成る質問連鎖には次のような特徴がある。Lの発言は、「はい／いいえ」質問（極性質問, polar questions）の形式（1-3行目「……ですよね?」、5行目「……なりますね?」、7-11行目「……子供はいますか?」）をとって、Cからの確認を求める形式となっており、また、Cの応答は、基本的に、Lの質問形式と「整合的」（つまり、「はい／いいえ」質問に対して「はい／いいえ」での返答を行う）でかつ最小限のものとなっていることである¹³。「はい／いいえ」質問は、返答の仕方を制約する質問形式であることが知られている（Raymond 2006; へ

13 「はい／いいえ」質問（極性質問 polar question）は、質問の受け手を限定的な選択状況におく。換言すれば、「はい／いいえ」という2つの選択肢を持つ応答枠組みにおいて、どちらかの選択肢を選ぶことによって応答するような返答のみを適切(relevant)なものとする。極性質問に対して「はい／いいえ」のどちらかで答えることは、質問の中で具現化される応答条件ないし前提を受け入れるものである。これに対して、二つの選択肢のどちらかによる返答ではない応答の形式は、「質問タイプ非整合的応答 (type-nonconforming responses)」と呼ばれる。この種の応答は、「はい／いいえ」標識を含まず、「はい／いいえ」質問に具現化される応答条件を受け入れない。つまり、「はい／いいえ」質問が前提する応答条件から逸脱する応答であり「はい／いいえ」質問が設定した行為コースに抵抗するものと考えられる。また、質問タイプ整合的応答は行為連鎖の終結を含意するので最小限の発話であることが多いのに対して、質問タイプ非整合的応答により開始された発話順番は、複雑化、拡張される傾向があることが知られている（Raymond 2006; ヘリテッジ 2008）。

リテッジ 2008)¹⁴。つまり、この質問連鎖においては、LはこれまでCが語ってきたトラブル語りを前提にして、助言提供のために必要な追加的な情報について、極性質問を用いてピンポイントで関連情報についての確認の求めをおこなっているわけだ。

以下の【抜粋3-4】は、こうしたLによる極性質問形式の情報の求めとそれに対する短い応答が【抜粋3-3】で続いた直後のやりとりである。

【抜粋3-4】 相談部門—「理解の主張」と「理解の実演」(426-447)

- 1 L：ん：ん：なるほど：そうすると：生きてる人が：ここと：ここと：。（（家
2 系図を指しながら）
3 C：はい（。）そうですね：。
4 L：ここですね：。あ（。）ごめんなさい。（。）え：：。
5 C：こー ここですね：。（（家系図を指しながら）あ：：そうですね：。
6 L：で（。）子供さんが：いる（ ）はここと：ここですよね。
7 C：はい
8 L：で（。）ここと：ここは生きてると。
9 C：はい
10 L：ここはもう子供がいない。
11 C：はい（。）そうですね：。
12 L：ここも子供がいないと。
13 C：はい。
14 L：なるほど：(0.3) わかりました (1.0) で（。）KKK4さんとはもうすでに
15 離婚していると、
16 C：そうですね：。
17 L：いうことですね：。で、KKK3さんは：お亡くなりになられ (0.1) たと。
18 C：そうですね：で（。）あの（。）この方ももう亡くなっています
19 L：あ（。）KKK4さん自身も？
20 C：はい（。）もう相当前に亡くなっています
21 L：あ：：そうですか：うんうんなるほど：。

先の【抜粋3-3】の質問連鎖の直後に、Lは、1行目の発話（「ん：ん：なるほど：」）を産出することによって強い「理解の主張」をおこなう。しかしそればかりではなく、その直後から、Lは「そうすると：生きてる人が：ここと：ここと：」と発話しながら、相続問題という当該相談に法的に関連する

14 それに対して、いわゆる「Wh質問」(why, when, who, whereなどの質問)は、被質問者が自由に自己の行為を説明する機会を与えることによって、質問者のコントロールから逸脱することを許すものである（北村 2013）。

家系図上の情報（子の有無，離婚の有無，死亡）について，家系図の樹形図上の名前を指さしながら——つまり発話と指さし動作とを同期させながら——確認を求めていく。Lの確認の求めのすべてに対してCが同意（「はい」「そうですね」と肯定）することで，Cの「理解」の正しさは確認されることになる。つまり，Lは，Cによるトラブル物語に関して「理解を主張（claiming understanding）」（「なるほど」1行目，21行目）するのみではなく，家系図に書かれた人々について彼らの子の有無などをいちいち指さしながら正しく言い当てることによって，「理解の実演（demonstrating understanding）」を行っているのである。そして同時に，このLの「理解の実演」のやり方は，発話と指の動きという身体動作とを同期させることによる「オンライン・コメントリー」といえるものでもある。したがって，Cのトラブル語りにおける家系（他の相続人の存在の可能性）についての関連情報に関してLから「理解が主張」されるとともに「理解が実演」され，Cがそれに確認を与えていくことを通じて，CとLとの間に「共通理解」が達成されたことが相互に示されたことになる。

6.5 相談部門（2）—助言提供の連鎖

こうしてLとCとの間に，この「事案」に関わるCの問題語りの核心であるあるべき相続人についての「共通理解」が実現したとすれば，Lがこの「理解」に依拠した「助言の提供」の産出が適切になるだろう。実際，次の抜粋で示すように，この直後にLは「助言提供」を開始している。

【抜粋3－5】相談部門—助言連鎖（447-460, 486-492）：宣言文による

- 1 L：あ：：そうですか：うんうんなるほど：。
- 2 そうするとあの：KKKKKさんの：所有する土地（0.5）にまあ建物を含め
- 3 てですけども：，
- 4 C：はい。
- 5 L：広く言えば財産ですけども：，
- 6 C：え：え：え：。
- 7 L：これについてはその：え：TTT1さん（.）まあ（0.5）先代のレベルでい
- 8 けばですね：，
- 9 C：え：え：え：。
- 10 L：KKK2さんからみて：，
- 11 C：はい（.）はい（.）はい
- 12 L：TTT1さん（.）YYYYさん（.）AAAさん（.）HHH3さん，
- 13 C：そうですね：

14	L：まあ：この：4人の：方々が相続人になられるんだと思うんですよね：.
15	C：はい（.）はい
16	（26行省略：）
17	L：あの：(0.7) TTT1さんが先に亡くなっていけばですね：代襲相続
18	といいまして：.
19	C：はい
20	L：TTT1さんの相続分をその子供たちが：.
21	C：あ：またそんな感じ（ですね）：
22	L：頭割りで相続するんですね：. だから四分の一だとすれば三分の一（.）
23	三分の一（.）三分の一と：いう形となります.
24	C：あ：はい（.）この人はもう亡くなって（0.3）ます。（家系図を指しながら）
25	
26	L：独身ですか？
27	C：いや.
28	L：子供（.）孫がいる？
29	C：いや独身の段階で亡くなっています.
30	L：あ（.）じゃあここは二分の一ずつ取ってますんで：.
31	C：はい（.）はい（.）そういう風にお伺いします.
32	L：なるほど.
33	C：たぶん：そ（.）（ ）と思います.
34	L：ん：なるほど（0.5）で（.）仮にですね：.
35	C：はい.
36	L：え：KKKKKさんが亡くなって：次にTTT1さんが亡くなったとすれば：.
37	C：え：え：.
38	L：ここの方も：奥様も相続人となります.
39	C：え：え：.

Lによる「助言」¹⁵⁾は、これまでLが産出してきた最小の受け取り表示や継続子でなく、またCに対して情報の確認を求める質問でもない、新たな発話形式で登場する。それが、「宣言文（叙述文）」の形式を持つ発話である（「この：4人の：方々が相続人になられるんだとおもうんですよね：.」、「……頭割りで相続するんですね：.」、「……三分の一という形となります」）「……奥様も相続

15 この法律相談における「助言」の「本体」（Cの「助言の求め」〔隣接ペアの第1成分〕に対応する助言〔隣接ペアの第2成分〕、つまり、相続問題の解決策）は、後に分かるように「遺産分割協議」と「遺産分割調停」である。従って、この抜粋におけるLの発言は、「助言」それ自体ではなく、助言を理解可能にするための「前置き」の働きをしているが、本稿では、助言の「予告」や「前置き」も、「助言連鎖」の一部と理解しておく。「助言連鎖」のこのようなより精密な連鎖構造については別稿に譲る。

人となります。』)。宣言文を利用して、ここから「助言提供」が続いていく。宣言文による助言の進行のなかで、その途中に、Cに対して短い確認の求め(25行目「独身ですか?」)、——つまり、家系図上の人物が子を持っていたか否かの情報を求める質問——が行われるものの、基本的には宣言文による助言提供が行われている。それに対してCは、確認の求めへの返答以外には、Lの助言提供発話の応答機会場での傾聴表示や、継続子や受取表示のみ(「はい」「え:え:」など)を産出して、Lの発言の受取や進行への期待を表示する。さらに、Lの助言提供が次の抜粋のように続く。

【抜粋3-6】 相談部門—助言連鎖 (518-528) : 「助言連鎖」 とCの知識の主張

- 1 L : ですからまあ: 単に今四分の一 (.) 八分の一 (.) 八分の一 (.) 四分の
- 2 一 (.) 四分の一 ((家系図を指しながら))
- 3 C : はい: はい (.) はい
- 4 L : という持ち分になると思います (.) はい
- 5 C : そういう意味でお伺いしています
- 6 L : そこはまあ: 一応あの:
- 7 C : それは: まあ
- 8 L : 押さえといてください
- 9 C : はい: はい (.) 確認しました:
- 10 L : そこは一番基本です (1.0) それが一番基本です
- 11 C : はい (.) そうですね:

Lによる宣言文形式による助言提供のさらなる拡張(1-4「ですからまあ: 四分の一という持ち分になると思います. はい.」)が進行している。Lによるこの助言内容について、Cはすでにそのことを「知っている」との知識主張を行う(5行目「そういう意味でお伺いしています」)。これは、Cが当該法律相談に先行して訪れた無料法律相談で別の弁護士からその旨を聴いていた、ということである。

日常会話では、発話の「受け手デザイン」への考慮から、受け手(聴き手)がその情報を知っている場合には、情報の伝達は避けられることが知られている。つまり、Cがすでに知っていたことをLが助言の一部として情報提供したことには情報価値がないことになるはずだから、LはCへの既知情報の提供を何らかの「失敗」や「障害」と扱うこともできるだろう。しかし実際には、Lは、複数の相続人の持ち分についての助言(「という持ち分になると思います(.)はい」)を提供された直後のCの知識主張を、そのようには扱わずに、こ

れ以降に行うことになる助言提供の「押さえ」（8行目）るべき核心部分（10行目「そこが一番基本です（1.0）それが一番基本です」として扱うことで、助言提供のさらなる拡張を暗示する。

次の抜粋では、Lは、Cによる助言の求めの内容の1つである「宅地」と「建物」の相続について助言を開始する。

【抜粋3-7】相談部門一助言連鎖（536, 571-）：Lの「推論の言語化」とCの「抵抗」

- 1 L：で（0.7）あの：今仰ったその：建物の（0.2）方ですけども：
2 C：はい
3 L：これ未登記だと思うんですけども：
4 C：はい（.）そうです
5 （（その建築主が誰か確認の求めと返答））
6 L：え：え：え：そうすると：あの：：まあ：この宅地と（0.3）その上に立
7 っている建物ですね（.）ここについてはKKKKKさん財産=
8 C：そうですね：
9 L：=だったということになりますので：KKKKKさんが死亡したことによる=
10 C：え：
11 L：相続というのが発生しておりますので：、
12 C：はい（.）はい（.）はい：
13 L：それぞれが：
14 C：え：
15 L：まあ：あの：
16 C：そうですね：
17 L：ようするに：（1.0）まあ：：権利持ってるわけですよ：
18 C：はい（.）はい（.）はい：
19 L：ここだけ：まあ：あの（.）TTT1さんの例でいくと：
20 C：ええ：ええ：分かります（.）わかります
21 L：四分の一ずつと（0.1）いうことです
22 C：え：
23 L：ですから：仮に奥様がこの土地を取得したいということになるとですね：、
24 C：え：え：
25 L：あの：やっぱり：他のよ（.）4人の、
26 C：そうですね
27 L：4名の同意が無いと
28 C：え：そうです
29 L：これ不可能なんです

- 30 C : はい：. いや (.) 本人もですね：あの (.) そこまでして：取得した
 31 と思ってないと (0.5) ただ (.) ほっとけばですね：
 32 L : ええ：
 33 C : この人がもう：け (0.3) 権力的にと言いますか：
 34 L : ええ
 35 C : 剛腕的に：その：(0.3) なし崩的に：この人が使いたださだろうっていう
 36 (0.7)
 37 L : で (.) それは嫌なんでしょ？
 38 C : そうです
 39 L : とすれば同意がないと：
 40 C : そうですね：
 41 L : 名義は移らないんですよ：. これは100%間違いないですね：.

Lは、直前の抜粋で示したように、複数の相続人の確定こそが「一番基本」であることを確認した後、未登記の土地建物を相談者の妻が取得することは、他の相続人の同意がないと「不可能なんです」(29行目)と、宣言形式で助言発話を産出している。注目すべきは、この時点に至るまでの助言発話の展開である。Lは、相談者の父が建物を建てた(未登記)ことから出発して、Cの妻が土地建物を取得することが「不可能である」という結論までの流れを言葉に出して記述する。つまり、当該土地建物はCの妻の父の財産であり、父が死亡したために相続が発生したが、「一番の基本」に基づく)4人が所有しているので、Cの妻が取得したい場合には、他の3名の同意がなければ取得不可能である、というLの「法的推論」の流れを、「シンク・アラウド(thinking aloud)」形式¹⁶により明示的な形式によって表示していく。

先に見たように、医療コミュニケーションでは、医師が患者の身体への検査と同期させて発言によってその状況を「オンライン・コメント」することが、医師の行為についての患者側の推論距離を短くすることで、理解可能性を高める方法となっていることが知られている。Lがここで行っている法的推論の言語化の実践は、「オンライン・コメント」のように身体動作と発言とを同期させるものではないが、「思考」と「発言」とを同期させるという意味において「オンライン」である点では同様である。つまり、これは、いわば自己の推論プロセスの「実況中継」を行って自己の推論を公的に表示することで、Cとの相互理解を高める技法となっているということである。

16 「シンク・アラウド」法とは、もともと観察対象者が行為の最中に産出する発話データを分析して、対象者の内的認知過程を分析する心理学などにおける研究方法であるが、ここでは相互行為参加者自身の「実践」の方法としてこの概念を利用する。

この直後にCは、「はい」と同意標識を発話の冒頭で産出する。しかし、Cはすぐに「いや」といって、Lの先行発話に何らかの問題があることを表示したうえで、「妻」は「そこまでして：取得したいと思ってない」が、放置すれば「この人」（上の、【抜粋2】で言及されている、相続に対して「クレーム」を行っている親族の男性）が同意無しに「なし崩し的に」家屋を使いだすことの可能性を示唆することによって、Lの助言（4名全員の同意なしには妻は土地建物を取得できない）が「問題」を含むものであるとの理解を表示する。そして妻の土地建物取得への意欲を格下げして（「(妻は) そこまでして：取得したいと思ってない」）描き出す。Cのこの「抵抗」に対して、Lは、Cの「なし崩し的に：この人が使いだすだろう」（35行目）という「事実的推測」を行う発言順番が完了可能点を迎える前の時点で割り込んで、その「事実的推測」に対するCの評価（「嫌」）を先取りしたデザインで発言を組み立てる（「で（.）それは嫌なんでしょ？」37行目）。そして、相談者Cの希望を叶えるためにも、相続権者全員の同意が必要となるして（「とすれば同意がないと名義は移らない」39, 41行目）、Cの「抵抗」の内実を、先の助言にすでに包含されるものとして扱う。

この直後の次の抜粋【抜粋3-8】で、Lは「遺産分割協議」に言及する。

【抜粋3-8】 相談部門一助言連鎖（536, 571-）：Cによる「理解の実演」と「誤解」

- 1 L：で（.）それ以外のものについては：YYYY：- 失礼いたしました（.）
 2 KKKKKさんの財産ですので、
 3 C：そうですね。
 4 L：あの：誰がどの財産を取るのか、誰が：どの財産を取らないのかって
 5 ことはですね、
 6 C：はい。
 7 L：さっき言った4名というか、
 8 C：あ：はい。
 9 L：まあ：TTTTさんのレベルまでで言うと、
 10 C：え：.
 11 L：4者の合意（.）なんですね。
 12 C：あ：
 13 L：で（.）これを遺産分割協議って言うんです。
 14 C：はいはいはいはい。
 15 L：それぞれが四分の一の権利を持っていますので、
 16 C：はいはいはいはい：.

- 17 L : まあ：端的にいえばその：お：：(0.5) 土地建物をですな金銭的に評価
 18 するわけです。
- 19 C : はいはいはい
- 20 L : たとえばそれが分かりやすくすると：、
- 21 C : はい
- 22 L : 400万だったとしますよね：、
- 23 C : はい (.) はいそうですね
- 24 L : そうするとそれぞれが100万ずつの権利を持つと。
- 25 C : はいはい
- 26 L : 100万円にみつるだけの：土地をそれぞれが：
- 27 C : はいはいはい
- 28 L : 建物を取得すると：というのが (.) 流れになるんです：、
- 29 C : はい
- 30 L : ただ恐らくですな：察すると圧倒的に宅地の価値が高いと思うんです。
- 31 C : う：ん。
- 32 L : まあ：もお今山ってほとんど価値しないですよ：、
- 33 C : あ：
- 34 L : あの：：
- 35 C : はいはいはいはい。
- 36 L : まあ：売買するにしてもですな：、
- 37 C : なるほど：、
- 38 L : そうなると：(0.3) 仮に宅地だけ取りますと、
- 39 C : え：
- 40 L : 3人は他の：4者で (.) 3者で分けて下さい、
- 41 C : ↑あ、そこは (.) はい
- 42 L : て言い方をしてもですな：、 =
- 43 C : = [そこは：それで構いませ (1.0) 要するに四分の一：そのの宅地につ
 44 いても四分の一という形でも構いませんけど：要は：あの：きちんと
 45 その：正当にですな言い分で：あれば良いわけで、]
- 46 L : ちよっ (.) ちよっ (.) ちよっと聞いてもらっていいですか？
- 47 C : あ：はい
- 48 L : あの：僕が言ってるのはそういうことじゃないんです：、
- 49 C : はいすいません。
- 50 L : あ：はい (.) あの：四分の一ずつって意味はですな：一筆の土地を四
 51 分の一ずつ共有持つという意味ではないんです。
- 52 C : そうですな。
- 53 L : それでは意味がなんですよ：、
- 54 C : あ：はいはい。
- 55 L : 遺産分割とは言わないんですな：そういうのはね。

56 C：はい：.

Lは、山林以外の財産である宅地建物について、「誰がどの財産を取るのか：誰が：どの財産を取らないのか」を決めるためには「4者の合意」（11行目）が必要であるとして、それを「遺産分割協議」（13行目）と法律用語を使用して言及する。さらに具体例を挙げて（「例えばそれが分かりやすくすると：、400万だったとしますよね……」）、さらに宅地の価値が高いことを前提に説明を展開する発言（「3人は他の：4者で（.）3者で分けて下さい、て言い方をしてもですね：」）をするが、その発話が完了可能点に到達していない位置（「……て言い方をしてもですね：」の直後）で、Cが発話を割り込ませて「そこは：それで構いませ（1.0）要するに……」（43-45行目）と、Lの助言についてのC自身の理解を定式化する。他者の発話内容の定式化は、発話者が先行発話に対する「理解の実演」を行うことであるが、Cの定式化（つまり、L発話に関するCの理解の実演）は、すぐにLによって制止された（「ちよっ（.）ちよっ（.）ちょっと聞いてもらっていいですか？」46行目）うえで、Lによる「修復の開始」（「あの：僕が言ってるのはそういうことじゃないんです：」48行目）が行われる（「修復の実行」が行われるのは次の抜粋）。しかしここで生じたL発話に関するCによる理解のトラブルは、Cが単に「理解を主張」する（例えば、「はい」）のではなく、L発言を定式化することにより自己の「理解を実演」して見せたことによって、このCの誤解をLが訂正する機会が与えられたものであるという意味において、Cの「理解の実演」は、LとCとの「相互理解」を高める資源となったといえるだろう。

また、ここでのLの「遺産分割協議」の説明と、それに関するCの「誤解」が生じるやり取りとその内容に注目してみよう。Lは財産の配分は「4者の合意」によるとしてそれが「遺産分割協議」と呼ばれると述べ、すぐに「端的に言えば」、「土地建物をですね金銭的に評価する」（17、18行目）ことであると再定式化する。さらに、「分かりやすくすると」と前置きしたうえで、「それぞれが100万ずつの権利を持つ」（24行目）こととし、さらには「100万円にみつだけの：土地をそれぞれが：建物を取得する」（26-28行目）ことと言い換えている。LによるCの権利についてのこれらの定式化のやり方には、Cが財産の「分割」ではなく「共有」と誤解する可能性が含まれていると言っていいように思われる。おそらく、だからこそ、L自身も、40行目で「3人は他の：4者で（.）3者で分けて下さい」との発言を継続させて、「て言い方をしてもですね：.」と、3者（4者）で「分ける」ということを、「共有」と誤解されないような説明を以降に展開させることに志向していたように思われる。しかし、

「3者で分けてください、」とのLの発話が完了していない場所で、Cが「↑あ、そこは(.)はい」(41行目)と、状態変化子(「↑あ、」)によって新たな情報による理解を主張して、Lの42行目「て言い方をしてもですね:、」の発言部分を十分に聴かずに、自己の理解を43-45行目で定式化しているのである。しかしこのCの定式化による理解の表示が誤解であることが、直後のLによる「修復の開始」により明らかとなる(「僕が言っているのはそういうことじゃないんです:。」48行目)。

【抜粋3-9】相談部門—助言連鎖(732-) : Cの誤解のLによる修復実行

- 1 L : ですから例えばですね:、(0.3) あ: : この宅地が建物(.) 家土地
 2 がですね: まあ仮に150万とするじゃないですか?
 3 C : はいはい。
 4 L : そうすると: それやっぱり1人の人が: 取得する方が後々スムーズな
 5 んですね:。
 6 C : そうですね
 7 L : 売るにしても: 貸すにしても: 例えば抵当権を設定するにしても:、
 8 C : ええ。
 9 L : 単独の使用にしていかなきゃいけない=
 10 C : ん:
 11 L : =わけです(0.5)で(.)150万のものを取得する(1.0)しかし
 12 権利としてもっているのは100万円分=
 13 C : ん:
 14 L : =ということだとすると: まあ代償金として(.)50万円を払うと:
 15 でもこの人が(0.3)あ: : 山林を取ってもらうんだけども: まあ不足
 16 が出てくるわけですね。
 17 C : ん: そうですね。
 18 L : その分はお金で精算しましょうと(.)というイメージになると思います。
 19 C : はい。

Lによる、Cによる誤解についての「修復の実行」は、もう一度「例」を挙げることを通じて行われる。その修復の内容は、直前の抜粋においてLが「遺産分割協議」という法律用語で意味していたことが相続財産の「共有」ではなく「分割」であること、つまり、「150万のものを取得」したとしても「権利としてもっているのは100万円分」なので、「その代償金として50万円を払う」つまり「お金で採算」することである、ということである。先に示唆したように、Cの誤解は、Lによる遺産分割についての説明が、単なる共有ではないことに

ついでの説明に入るまでに長い展開をたどったことに帰因したと思われる。この【抜粋3-9】におけるLによる新たな説明のやり方は、先の説明のやり方とは対照的に、例示の開始（「……家土地が……仮に150万とするじゃないですか？」）の直後に、「1人の人が：取得する」（4行目）ことが望ましいことを述べるものであり、Cの誤解を生じさせない早い段階で先の誤解の核心が解かれる形式となっている。そして、さらにそれは、「単独の使用にしてい」くこと、と再定式化され、より明確な形式へと言い換えられる。

つまり、この会話部分（【抜粋3-8】と【抜粋3-9】）では、Lによる具体例を挙げての助言提供の過程で、CがLの助言を定式化することによって「理解の実演」を試みるものの、それがCの誤解であることが明らかになる。これに対してLは、新たな具体例を挙げながらの発言により、今度は早い段階で誤解を「修復実行」するやり方によって、Lの「助言」の内容についての共通理解を達成することが試みられていることになる。

しかし、Lは、この直後の次の抜粋【抜粋3-10】で、自己の所有権を主張してクレームを行っている男（AAA）の状況に即して考えれば彼が「協議」に応じない可能性が高い、として、「遺産分割協議」ができない場合に、家庭裁判所での「遺産分割調停」に進むべきことについての助言へと移行する。

【抜粋3-10】 相談部門一助言連鎖（732-）：当該事案の文脈に「法」を埋め込む

- 1 L：で（.）あの：たぶんそのAAAさんの現在のですね、
- 2 C：ええ
- 3 L：言動とか：あの：話によると、
- 4 C：ええ
- 5 L：え：おそらく：お話し合いつてのは難しいだろうと思うんです。
- 6 C：そうです、
- 7 L：まあ：十中八九無理だと思うんですね。
- 8 C：hhそうですね、
- 9 L：そうすると（.）あの：当事者間での合意形成ができないということになりますので、
- 10 C：はい
- 12 L：まあ：もっと正確に言いますと遺産分割協議がまとまらないと
- 13 C：そうですね、
- 14 L：いうに思いますので、（0.3） そうなった場合には家庭裁判所で
- 15 C：はい
- 16 L：遺産分割の調停をして頂くと
- 17 C：はい

- 18 L: いうことになります。
- 19 C: はい。
- 20 L: で (.) その遺産分割調停の中で (.) え: : まあお話しをしていくと。
- 21 C: うん (.) はい。
- 22 L: まああの: 当事者間で話しするとやっぱり: 奥様KKKIさんからすれ
- 23 ばあの: AAAさんのことがまあ: 怖いというか: 話づらいて環境だ
- 24 と思うんですけども: まあ少なくとも裁判所 (.) というところはそう
- 25 いう暴言とか (.) あの: 感情的な話しは許しませんので。
- 26 C: ええ: はい
- 27 L: あくまでも法律にかなった: まあ理性的なですね (.) 解決に向けて
- 28 の話し合いをしましょうと。
- 29 C: はい。
- 30 L: ましてやその: 自分が男だから全部取りますって話は (0.1) 今の法律では、
- 31 C: はい
- 32 L: 100%ありませんのでね (.) そういう話はもう無理ですよっては
- 33 っきり言ってくれますので。
- 34 C: は: はい。
- 35 L: ていうことでまあ: 裁判所あの遺産分割調停の中で:
- 36 C: はい
- 37 L: 冷静な: (0.3) 形で法律にかなった解決をされる方がいいと思います
- 38 ね。
- 39 C: あ (.) はいありがとうございます。
- 40 L: はい (.) はい。ですから奥様が:, その分で遠慮される必要は全く
- 41 無いと思うんですね:。

Lは、1行目で、「で(.)」と発話順番を開始することで、後続の発話と自己の先行発話との連続性を表示する。そして、Lの助言連鎖は、(AAA氏の不同意により)遺産分割協議が整わない場合(しかし、これは選択肢として最後まで維持される)の方策、家庭裁判所での「遺産分割調停」の提案(14-18行目)へと展開する。

注目すべきは、この「遺産分割調停」についての助言が、「協議ができなかった場合には調停がある」といったように、単に、法的手続上の選択肢の提示としてではなく、調停利用の効果(「裁判所(.)というところはそういう暴言とか(.)あの:感情的な話しは許しませんので)をこの提案の「理由」として提示することを通じて、この法制度の利用を当該事案の固有の文脈(相続人の一人が全財産を自分のものと主張している問題をどのように解決すべきか?)の中に埋め込みつつ(「自分が男だから全部取りますって話は(0.1)今の法律では、100%ありませんのでね(.)そういう話はもう無理ですよってはっきり

言ってくれますので.」), 行われていることである。つまり, 「調停」が望ましいのは, それが単に「理性的」で「冷静な」「法律になかった解決」であるばかりではなく, それがAAA氏の主張を許さずに「もう無理ですよってはっきり言ってくれ」るからなのである。つまり, Lは, 「法」や「法制度」の利用についての言及を, 当該事案の個別性の文脈の中に埋め込むことによって, 法利用についての助言を, Cにとってより理解可能なものとしていると言えるだろう。

この抜粋の7行目でLは, AAA氏の言動に鑑みると遺産分割協議は「十中八九無理」(7行目)と述べた上で, 遺産分割調停利用の助言を行っていた。しかし, 直後の抜粋では, 「協議」の可能性を再度取り上げる。

【抜粋3-11】 相談部門一助言連鎖 (893-) : 分割協議の「戦術」への言及

- 1 L : 結局3人ですね : , あの : げん (.) わかりやすく言うと全員の実印が
2 要るんですよ : .
3 C : はい (.) 分かります。
4 L : で (.) 仮にこことここが嫌よ ((家系図を指しながら)) なんで私たち
5 だけ (0.5) はじくって言われればもう (.) アウトなんですね : .
6 C : ん :
7 L : ですから : お話し合いをまずあの : AAAさんと (.) KKK1さんの代理人と
8 してですね (.) ご主人と代からきてTTT2さんですか,
9 C : はい (.) はい。
10 L : という3人で : , 一応下摺り合わせした上でですね : ,
11 C : あ : はい
12 L : HHH4さんとHHH3さんにも同意を取り付けるっということはあり得ると
13 思うんですよ : .
14 C : はい (.) はい (.) はい。
15 L : まあ : たとえばHHH3さんも
16 C : もちろん (.) はい
17 L : もうAAAさんがいうならそれでいいって言うなら
18 C : はいはい
19 L : それでいいと思います (.) **それはだから遺産分割の**
20 C : 協議ですか
21 L : **協議**ですね : やり方ですね : .
22 C : はい
23 L : ただし最終的にはこのお二人の
24 C : そうですね : .
25 L : HHH4さんHHH3さんに同意がないといけない。

- 26 C : はい。
 27 L : だから:あのそれが先ほどあの:お話し合いが難しいんじゃないだろうか
 28 っていうふうにも私申し上げましたけども:、
 29 C : あ: はいはい
 30 L : まあ: やってみる価値が全然無いとも思わないんですね。
 31 C : はい

「遺産分割協議」は、「まあ: やってみる価値が全然無いとも思わない」(30行目)と、低い可能性ではあるが、やってみる価値のある方策として再度Lにより提示されている。そして、注目すべきは、今回の「遺産分割協議」使用の助言提示には、「協議」自体の説明を超えて、全員の中の数名と「一応下摺り合わせた上で」「HHH4さんとHHH3さんにも同意を取り付ける」(10-12行目)という、分割協議の合意を勝ち得る「協議のやり方」——つまり「戦術」——への指南が含まれていることである。この後さらに、分割協議と調停の詳細な手続きやその効果について再度、要約的な発話が行われる(この部分は抜粋を挙げていない)。法制度(ここでは、遺産分割協議)利用の提案のみではなく、このようなやり方でその利用の仕方の戦術を説明することは、「法」的助言を当該事案の具体的文脈の中に埋め込むことにより、Cから見てLの助言についての理解可能性を高めることに資するだろう。

6.6 相談終了部門—終了準備と相談の終了

このようにして、法律相談の「相談先行連鎖」においてCから示された「助言の求め」により適切となった法律相談相互行為の「理由」としての「助言提供」が展開され、助言提供がほぼ完結に至ることになる。今や法律相談の「終結を開始」してもよい時期が訪れたわけである。

日常会話についての相互行為分析の知見によれば、私たちは相互行為(会話)を好きな時に「さようなら」(最終交換)といって終結させて良いわけではなく、もう話すことがないこと——つまりコミュニケーションを終結してよいこと——についての共通理解を達成するための技法を用いなければならない。その意味で、私たちは相互行為を「終わらせることを開始する(opening up closing)」(Schegloff and Sacks 1973の論文タイトル)必要があるのである。こうした、終了を準備する行為連鎖は「先・終了連鎖[終了準備](pre-closing)」と呼ばれる。

本相談では、その部分は以下のようなものであった。

【抜粋4-1】先終了連鎖（1019-）：優先性が「最適化」された「新たなトピックの促し」

- 1 L：それじゃあ理性的にね（.）法律に従って解決したいので（.）家庭裁判
2 所で（.）遺産分割の調停をしますので、
3 C：はい
4 L：お話し合いをしましょうっと言う方が（.）かえって早いかもしれない
5 ですね：.
6 C：あ：はい。
7 L：はい。
8 C：ありがとうございます。
9 L：はい。
10 C：よく分かりました（.）はい。
11 L：いいですか：. あとは何かご相談ごありますか？
12 C：いえいえいえ：もう十分100%分かりました。
13 L：はい（.）。

先の抜粋（【抜粋3-11】）のあと、CがAAA氏が協議に応じないだろうとの推測を強く主張することから（この部分は抜粋を挙げていない）、Lは裁判所での遺産分割調停の方が早道であるということに同意する（「家庭裁判所で（.）遺産分割の調停をしますので、お話し合いをしましょうっと言う方が（.）かえって早いかもしれないですね：。」（1, 2, 4行目））。これに対してCは「あ：はい」（6行目）と同意標識を産出する。このLの発言は、ここまでの助言連鎖の文脈を見れば、Cの行うべき活動（遺産分割調停を行うこと）が明示されて、かつCがそれに同意することにより、「助言の求め」に即した「助言」が提示されたと理解可能な場面である。さらにLも「はい。」と受取表示を産出すると、Cは「感謝」を述べる。LはCの「感謝」を「はい」と受け止め、Cはさらに「よくわかりました」と助言についての「理解の主張」を示す。「感謝」も「理解の表示」も、助言に対して行われたものと理解できるから、Cも法律相談の「理由」が完了したことを理解しているとともに、LもそのCの感謝を受け取ることを通じて、助言がCにより理解された、という理解を表示することになる。従って、この時点で、法律相談が終了してもよいことについて相互理解が共有されていることになる。

「先終了連鎖」は、相互行為の参加者に、相互行為が終了する準備ができたことについての相互理解を達成して相互行為の終結を準備する連鎖であるとともに、必要があれば新たなトピックを開始する機会を与える。このような位置において、【抜粋4-1】の11行目で、Lは、「最後の質問の促し」をすること

で、新たなトピックを開始する機会を明示的にCに与える（「あとは何かご相談ごとありますか？」）。注目すべきは、この発話の形式が、「優先的応答」として「あります」を産出するように方向づけられたものである（つまり、返答として「あります」を前提にする質問形式である）ことである。これに対して、例えば「あとはご相談はありませんね」といった質問形式は、「（他に相談事は）無い」ことを前提としている¹⁷。ここでは、さらに、「あります」という文法形式上の優先的応答は、同時に相談者の利益になる（他の相談があった場合には話を聞いてもらえるという点で、少なくとも不利にはならない）返答の方向でもあるだろう。この点で、Lのこの質問は、構文形式上と相談者の利益という2重のレベルにおいて優先性が同方向に一致するように「最適化」（Heritage 2002）されたものであると言える。この「他の相談事項の促し」に対して、Cは、「もう十分100%わかりました」と強い「理解の主張」を産出することにより、新たなトピック（他の相談事項）がないことを表示して、終了に同意すると、Lも受取表示（「はい」）を産出して終了の準備ができたことを表示する。

しかし、興味深いことに、このLによる「最後の質問の促し」による「他のトピック開始する機会」の提供を、Cの「終了の同意」の後に、Lは、「で:、」と発言を継続することで、自分自身で利用するのである（次の【抜粋4-2】）。

【抜粋4-2】先終了連鎖 (1019-) : Lの「他の相談事の促し」とL自身によるその機会の利用

- 1 L : いいですか : あとは何かご相談ごとありますか ?
- 2 C : いえいえいえ : もう十分100%わかりました
- 3 L : はい (.)
- 4 L : で:、あの: (0.3) お子様 : あ (.) お子様じゃない (.) 失礼しました (.) 奥様の質問の中でですね
- 5

17 医療コミュニケーションの相互行為分析の知見によれば、医師—患者間会話において、医師が診療の最後に、「今回、何か他にも心配な点がありますか？ (Is there something else you want to address in the visit today?)」という「（他に心配事がある）」を優先的応答とする質問形式を用いた場合には、「今回、他には心配な点はありませんね？ (Is there anything else you want to address in the visit today?)」という優先的応答が「（他に心配事は）ない」となる質問形式に比べて、患者のより多くの懸念事項について発言を引き出すことを見出した (Heritage et al. 2007)。この、「何か……ありますか？」と「なにも……ありませんね？」というたった一言が、患者からの全く異なった応答を促すとともに、事後アンケート調査によると、より大きな患者満足度を生み出していたのである。法律相談においても同様のことが言えるか否かは興味深い探求テーマであるだろう。

6	C：はい
7	L：あの：父名義の：山畑を娘（.）私に換えてもよいのでしょうか（.）と
8	いうのは
9	C：はい
10	L：さっき言った通りまず登記簿を見て確認して：それについては奥さま
11	が唯一の相続人になりますので：
12	C：はい
13	L：あの：名義を変更することはもう：かなり簡単に
14	C：はい
15	L：できます（.）あの：誰の手も借りずってことになると思いますね
16	(1.0) はい
17	C：あ：ありがとうございます
18	L：はい
19	C：全部あの（.）拝見しました
20	L：いいですか（.）はい
21	C：よく分かりました
22	L：まあ：色々：あの：気持ちの（上）でも：ちょっと：
23	C：いえいえ：
24	L：ね：気の重い部分もあるかもしれませんが：
25	C：いえいえ：ありがとうございました
26	L：まあ：奥様にはそういう事でお伝え頂ければと思います
27	C：はい（.）はい
28	L：で（.）あ（.）それともう一つですけどあの：家庭裁判所へ調停され
29	る際にですね：
30	C：はい（.）はい（.）はい
31	L：弁護士さんを立てることもできますし：、
32	C：あ：
33	L：調停の場合は立てなくてもできます。
34	C：僕（.）それ：が分からなくてですね：

前の抜粋4-1では、Lの新たなトピック（他の相談事項）の促しにCは「ない」ことを示しており、相互に相談の終了に関する理解が示されていた。しかし、このLによる「最後の質問の促し」による「他のトピック開始する機会」の提供を、Lは、次のように自分自身で利用する。

Lは、まず、「奥様の質問の中」にあった山林の名義変更について容易に変更可能であることを伝える。Cがそれに対して「感謝」を示すと、Lは再び、「いいですか」（20行目）と終了提案を産出して、Cは「よくわかりました」と理解を主張する。そして、さらにLは、この終了準備の位置を利用して、妻へ

の配慮を示す（「気の重い部分もあるかもしれませんが：……」）。

Lはさらに、新たなトピックである弁護士に依頼する可能性を含む発話順番を産出し、発話を拡張して、「弁護士さんを立てることもできますし：、立てなくてもできます」との宣言形式による助言を産出するのである。注目すべきは、それに対してCは、「僕、それ：が分からなくてですね：」と、Lの助言をC自身が導入したかった新たなトピックであったものとして扱っていることである。注目すべきは、つまり、Lによる「あとは何かご相談事ありますか」という新たな相談事の促しと、その後のL自身によるその機会の自己利用による発話連鎖を通じて、Cが尋ねたかったが尋ねられなかった事柄について助言を受ける機会がCに与えられた、という事実である。換言すれば、先終了連鎖におけるLの発言の拡張の中で、Cのニーズがより満たされる機会が与えられたということである。

この後、Lは弁護士への依頼の仕方についての詳細を説明した後（この部分は抜粋を挙げていない）、法律相談は終了した。

7. 理論的・実践的含意

本稿は、「弁護士—相談者」間の実際の法律相談のビデオデータを、相互行為分析のアプローチにより分析して、法律相談の全体構造組織のもつ規範的な順序構造を観察する過程で、とりわけ法律相談の「相談部門」において、事案の物語が語られるとともにそれに対する助言が提供される連鎖を通じて、「弁護士—相談者」間でどのように「相互理解＝共通理解＝相互主観性」が達成されていくのか、また、そのような相互理解を達成する弁護士による諸実践について、予備的な分析を試みた。

法律相談についての様々なモデル、とりわけ近年における「利用者中心」の「リーガル・カウンセリング」のモデルでは、弁護士は様々な傾聴の技法を使い、相談者の生活世界に関わるトラブルを、相談者自身の観点と主体性とを極力尊重しつつ、専門家による上からの教示に代えて、十分な理解と納得とに依拠して利用者を援助することが期待されている。しかし、そうした諸活動が、実際のコミュニケーションのなかでどのように実現している／していないのかは、経験的にはほとんど検討されてはいない。法律相談の現実に向けるためには、法律相談が「相互行為」であることを真剣に受け止めて、その詳細を経験的に観察することが必要である。相互行為分析はこうした経験的観察を可能にするテクノロジーを提供する。

相互行為分析による法律相談に関する先行研究からの知見と本稿における分析によれば、法律相談は、全体構造組織としては、「相互行為の開始」、 「相談

先行連鎖]、「相談部門」、「終了部門」によって進行的に区分けできる諸セクションから成っている。

まず、「開始部門」で参加者たちが相互行為を開始する準備が確立され、次に、「相談者」が相談対象となる事案への不知の表示と助言の求めが産出されることを通じて「相談者」—「助言提供者」というアイデンティティが確立されるとともに、次の「相談部門」における相談者からのトラブル物語の提示とそれに対する助言の提供とが相互行為の適切な課題として協働的に設定される。

「相談部門」は、弁護士の促しに応じる相談者のトラブル物語の提示とそれに対する弁護士による助言提供連鎖により成る。一方で、弁護士は、受け取り表示、継続子、同意標識、傾聴表示などの産出を通じて、相談者からのトラブル語りを促し、不十分な情報については、開いた質問から閉じた質問に徐々に移行することなどを通じて、助言提供の前提となるトラブル物語に関する情報を聴取する。また、弁護士は、この過程で、単なる「理解の主張」のみではなく「理解の実演」というやり方を使って、相談者のトラブル語りを十分に傾聴していることを示す。例えば、この技法は、本稿の分析対象としたデータにおいては、相談者からのトラブル物語を定式化することによっても行われていた。定式化は、それ自体、傾聴の表示であるとともに、「理解の実演」となることによって、相互理解を促進するとともに、相談者によるトラブル物語の語りにおける「誤解」を修復する貴重な機会であるから、定式化の技法をより反省的に利用することは重要であることが示唆される。また、「理解の実演」の他の方法として、相談者からの情報を理解したことを「オンライン・コメントリー」を通じて「実演」する実践が観察された。また、このようなトラブル物語についての弁護士による「理解の実演」の表示は、トラブル語りの内容を十分に傾聴したことの表示ともなり、「助言提供」の連鎖を開始させることを規範的に適切とする。

弁護士の助言提供は「宣言文」の形式で行われることが頻繁に観察された。それに対して、相談者は、同意標識や受け取り表示の産出を通じて、助言提供への応答を産出する。しかし、助言の内容に関する相談者からの知識主張がなされて、それが弁護士からの助言への「非同意」や「抵抗」を含意する場合があった。弁護士の助言提供が終了する前に相談者が発言を開始すると、弁護士は何らかのサンクションを通じて自己の助言提供発言を継続させていた。こうした点からも、弁護士（および相談者も）が、法律相談という制度会話の特殊な目的（助言を提供すること）に志向していることが示される。また、助言連鎖のプロセスにおいて、弁護士は自己の法的助言に関して「オンライン・コメントリー」や「シンク・アラウド」などの技法を利用して、自己の推論の筋道について相談者に理解可能性を担保する、つまり助言に関する相互理解を実現

することもある。弁護士による「推論のオンライン・コメンタリー」や「シンク・アラウド」の技法は、共通理解の達成にとって重要なものであり、その使用を訓練する価値があるだろう。また、弁護士の助言提供は、法制度利用についての戦術的な教示を含み、単なる手続の詳細説明というよりは、「法」を当該事案の固有の文脈の中に埋め込むやり方で、助言の理解可能性を高める技法がとられていた。

また、終了部門では、本データの弁護士は、「先・相談終了連鎖」として、「何か他にご相談はありますか」という言葉を用いて、相談者に「新たな問題を提起する機会」を与えていた。相談者による「100%わかりました」という相談の完了提案への同意に対して、弁護士自身がこの「機会」を自己利用して、言及されずにいた問いに答えたり、あるいは、すでに提供した助言についてその詳細を展開する中で、最終的に相談者が改めて確認したいことがあったことが報告された。このことから、終了部の完了後においてすぐさま「最終交換（別れの挨拶）」に至るのではなく、「先・終了連鎖」の機会を利用して、相談者の持つ問題の可能性を探求することが、よりよい相談への貢献となりうることが示唆される。

以上のような本稿の分析によれば、弁護士は、法律専門家としての「権威」を手放すことなしに、相談者との間に共通理解を達成する技法を自然に利用しつつ、Cのトラブルを「理解の実演」ができるほどに十分に傾聴し、それに依拠して、相談と助言提供を行っていた。

このように、相互行為分析は、実際の法律相談の相互行為の詳細を直接に分析する手法を用いて、法律相談という法的相互行為のなかで達成されていく理解可能性を可視化することで、弁護士の専門家ワークと市民との相互行為のプロセスの実像を詳細に浮かび上がらせることができる。

なお、本稿は、JSPS科学研究費17K03326 (2017-2019) [代表者：北村隆憲]の助成を受けた成果の一部である。

付録 トランスクリプト記号

記号	記号の定義
だから：	コロンは音の延び。コロンが多いほど長い。
それ-	ダッシュは突然の途切れ
↑ ↓	急激な音の上昇・下降
(1.4)	丸括弧内の数字は間合いの時間（秒）
(.)	0.1秒以下のごく小さな間合い
(())	分析者の注記
?	語尾の音の上昇（文法記号ではない）
A：コピー[だよ	上下の角括弧は同時発話開始の位置
B： [持つてるよ	
A：ええ＝	等号は発話間に隙間がなく急速に連続した発話
B：＝だから	

参考文献

[欧文]

- Antaki, Charles and Widdicombe, Sue (1998) "Identity as an achievement and as a tool." In Antaki and Widdicombe (eds.) *Identities in Talk*, Sage. 1-14.
- Drew, Paul and Heritage, John (1992) "Analyzing talk at work: an introduction," in P. Drew and J. Heritage (eds.) *Talk at Work: Interaction in Institutional Settings*, Cambridge. 3-65.
- Garfinkel, Harold (1967) *Studies in Ethnomethodology*. Polity.
- Garfinkel, Harold (2002) *Ethnomethodology's Program: Working Out Durkheim's Aporism*, Rowman & Littlefield.
- Heritage, John (1984) *Garfinkel and Ethnomethodology*. Polity.
- Heritage, John (2002) "Ad Hoc inquiries: Two preferences in the design of routine questions in an open context," In Douglas Maynard et al. (eds.) *Standardization and Tacit Knowledge: Interaction and Practice in the Survey Interview*, Wiley Interscience, 313-333.
- Heritage, John (2005) "Revisiting authority in physician-patient interaction." In Judith Duchan and Dana Kovarsky (eds) *Diagnosis as Cultural Practice*, Mouton De Gruyter: 83-102.
- Heritage, John and Stivers, Tanya (1999) "Online commentary in acute medical visits: a method of shaping patient expectations," *Social Science & Medicine* 49:1501-17.
- Heritage, John, Marc N. Elliott, Tanya Stivers, Andrea Richardson, and Rita Mangione, Smith (2010) "Reducing inappropriate antibiotics prescribing: The role of online commentary on physical examination findings" *Patient Education and Counseling*

- 81: 119-125.
- Heritage, John and Maynard, Douglas W. (2006) *Communication in Medical Care*, Cambridge University Press.
- Kashimura, Shiro (2015) "Hearing clients' talk as lawyers' talk," in Dupret, Lynch, and Berard (eds.) *Law at Work: studies in Legal Ethnomethods*, Oxford University Press. 87-114.
- Mangione-Smith R, Stivers T, Elliott M, McDonald L, Heritage J. (2003) "Online commentary during the physical examination: a communication tool for avoiding inappropriate prescribing," *Social Science & Medicine* 56:313-20.
- Mondada, Lorenza (2011) "Understanding as an embodied, situated and sequential achievement in interaction," *Journal of Pragmatics* 43: 542-552.
- Peräkylä, Anssi (1998) "Authority and Accountability: the delivery of diagnosis in primary health care," *Social Psychology Quarterly*, 61 (4):301-320.
- Raymond, Geoffrey (2006) "Questions at work: Yes/No type interrogatives in institutional contexts," In Paul Drew, Geoffrey Raymond and Darin Weinberg (eds.) *Talk and Interaction in Social Research Methods*, Sage. 115-134.
- Sacks, Harvey (1992, 1995) *Lectures on Conversation*, vol.1 and 2, Blackwell.
- Sacks, Harvey, Emanuel A Schegloff and Gail Jefferson (1974=2010) "A simplest systematics for the organization of turn-taking for conversation," *Language*, 50(4).
 「会話のための順番交替の組織—最も単純な体系的記述」(西阪仰訳)『会話分析基本論集—順番交替と修復の組織』世界思想社. 2010]
- Sarat, Austin and Felstiner, William L. F. (1997) *Divorce Lawyers and Their Clients: Power and Meaning in the Legal Process*, Oxford University Press.
- Schegloff, Emanuel A. (1995) "Discourse as an interactional achievement III: The omnirelevance of action," *Research on Language and Social Interaction*, 28(3):185-211.
- Schegloff, Emanuel A. (1980=2018) "Preliminaries to preliminaries: 'Can I ask you a question?'," *Sociological Inquiry*, 50(3-4): 1-4-152. (「予備のための予備—『質問してもいいですか』, 西阪仰訳『会話分析の方法—行為と連鎖の組織』世界思想社. 2010)
- Schegloff, Emanuel and Sacks, Harvey (1973) "Opening Up Closings," *Semiotica*, VIII, 4: 289-327.
- Sidnell, Jack (2014) "The architecture of intersubjectivity revisited," N. J. Enfield, Paul Kockelman, Jack Sidnell (eds.) *The Cambridge Handbook of Linguistic Anthropology*, Cambridge University Press.
- Sidnell, Jack and Stivers, Tanya (eds.) (2012) *The Handbook of Conversation Analysis*, Wiley-Blackwell.
- Traverse, Max (2001) "Law in Action: An Ethnomethodological Perspective", paper delivered at the fifth joint meeting of the Law and Society Association and the Research Committee on Sociology of Law of the International Sociological

- Association, Central European University, Budapest, Hungary, July 4-7. [マックス・トラヴァース（北村隆憲・内山安夫訳）「“生ける法（Law in Action）” —エスノメソドロジーの視点から」, 東海法学41号, 2009]
- Whalen, M. R., & Zimmerman, D. H. (1987) “Sequential and institutional contexts in calls for help.” *Social Psychology Quarterly*, 50: 172-185.
- [和文]
- 榎本修（2009）「第1章 初回面談の基本技術」名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義』民事法研究会38-64.
- ヘリテッジ, ジョン（2008）「知識に関する眺望（epistemic landscape）を描きだすこととその眺望に働きかけつつその中を進むこと—yes/no質問に対するyes/no返答と繰り返し返答に込められる進行性と主体性, 抵抗」(川島理恵訳)『現代社会学理論研究2』14-25.
- 榎村志郎（1989）『「もめごと」の法社会学』弘文堂.
- 榎村志郎（1996）「法律相談における協調と対抗」棚瀬孝雄編『紛争処理と合意』ミネルヴァ書房209-234.
- 榎村志郎（1997）「裁判外紛争処理における弁護士の関与」日本法社会学会編, 『法社会学』第49号52-62.
- 榎村志郎（2001）「法的トークの制度的特徴—法律相談場面の会話分析」『語用論研究』3号86-100.
- 榎村志郎（2002）「相談先行連鎖」『新堂幸司先生古希記念論文集・民事訴訟法理論の新たな構築・上』有斐閣163-192.
- 榎村志郎（2004）「「相談の語り」とその多様性」和田仁孝・榎村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社.
- 榎村志郎（2009）「日常における事実確定—日常会話と法律相談を素材にして」伊藤眞, 高橋宏志, 山本弘, 松下淳編『民事手続法学の新たな地平』有斐閣1049-1071.
- 菅原郁夫・岡田悦典（2004）『法律相談のための面接技法—相談者とよりよいコミュニケーションのために』商事法務.
- 北村隆憲（2013）「反対尋問のビデオ・エスノグラフィー—弾劾と防御の方略とコミュニケーション・トラブル」鹿児島大学法学論集47巻2号137-168.
- 北村隆憲（2018）「エスノメソドロジーと会話分析による法社会学研究の世界」東海法学55号1-56.
- 北村隆憲（2019a）「調停のコミュニケーションを分析する—非難の連鎖はいかに「管理」されるか」東海法学56号47-80.
- 北村隆憲（2019b）「評議における裁判官のアイデンティティと実践の諸形式—相互行為上の資源としての『後ろの位置』」法社会学85号.
- 棚瀬孝雄（1987）『現代社会と弁護士』日本評論社.
- 中村芳彦・和田仁孝（2006）『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社.
- 米田憲一（2013）「臨床法学教育場面のビデオ・エスノグラフィー」鹿児島大学法学論集47巻2号225-236.

濱野亮 (1998) 「弁護士の法社会学的研究—その動向と課題」日本法社会学会編『法社会学の新地平』有斐閣96-105.

* * *

きたむら たかのり (本学法学部教授)